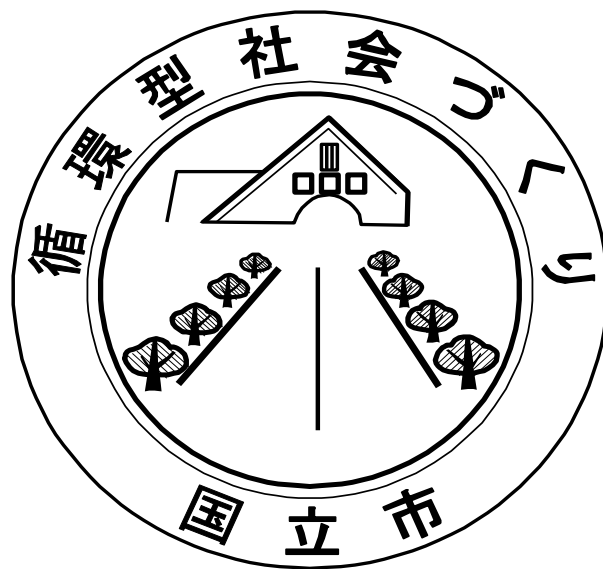


平成30年度版（平成29年度実績）

国立市のごみ収集

～ 事業概要 ～



国立市生活環境部 ごみ減量課

～ 目 次 ～

I 総 説

1. 市の概要	1
(1) 市制施行	
(2) 位置・地勢	
(3) 人口と世帯	
2. 組織と事務分掌	1
(1) 組 織	
(2) 事務分掌	
(3) 職員数	
3. 施設と使用車両	3
(1) 施 設	
(2) ごみ減量課使用車両	
4. ごみ処理のあゆみ	4
5. 平成29年度清掃事業費	9
6. 清掃事業費決算額の推移	11
7. 平成29年度一般廃棄物処理計画	14

II ごみ収集事業

1. ごみ収集の現状	23
(1) ごみの出し方	
(2) ごみの分け方	
(3) ごみの出し方の注意	
(4) ごみ処理の流れ	
2. 平成29年度のごみ量	36
(1) ごみ収集世帯と人口等	
(2) 平成29年度ごみ量	
(3) ごみ量の年度別推移	
3. 粗大ごみ収集	38
(1) 粗大ごみ年度別推移	
(2) 平成29年度粗大ごみ種別収集個数	

4. 犬猫等死体処理	38
Ⅲ ごみの組成分析	
1. ごみの組成分析	39
(1) 可燃ごみの組成分析	
(2) 不燃ごみの組成分析	
(3) プラスチック類の組成分析	
Ⅳ ごみ処理施設等	
1. 資源化と有害物処理	42
(1) 国立市環境センター	
(2) 国立市リサイクルセンター	
(3) 資源回収推進奨励金	
(4) リサイクル率（総資源化率）の推移	
2. 焼却・熱回収	48
(1) 多摩川衛生組合（クリーンセンター多摩川）	
3. 埋め立て	49
(1) 東京たま広域資源循環組合（日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場）	
Ⅴ し尿処理事業	
1. し尿の収集と処理	50
(1) し尿の収集	
(2) し尿の処理	
Ⅵ その他	
1. 家庭における生ごみ処理への助成	51
(1) 生ごみ堆肥化容器購入費助成	
(2) 家庭用生ごみ処理機購入費助成	
2. 生ごみ堆肥化の取り組み	51
3. カラス対策	51
4. リサイクルインフォメーション	52
5. 啓発事業	52

(1) 施設見学会	
(2) 「第19回環境フェスタくにたち」について	
6. 美化推進	52
(1) 美化推進等収集	
(2) 市内一斉清掃（ごみゼロ運動）	
(3) クリーン多摩川（多摩川河川敷清掃活動）	
7. 不法投棄対策	53
8. 喫煙マナーアップキャンペーン	53
9. 市民参加	53
(1) 第10期国立市ごみ問題審議会	
(2) 第12期廃棄物減量等推進員	
(3) ごみ減量協力店制度	
10. 公衆便所及び市民トイレ	54
(1) 公衆便所	
(2) 市民トイレ	

I 総説

1. 市の概要

(1) 市制施行

昭和42年(1967年)1月1日

(2) 位置・地勢

国立市は東京都の中央部にあって、東は府中市、西は立川市、北は国分寺市、南は多摩川を挟んで日野市と接しています。

東経139度27分 北緯35度41分 標高74m(基点は市役所の位置)、土地は、地形上、北部の立川段丘から、南に向かって青柳段丘、水田地帯の3つに分けられます。

面積は8.15km²、東西2.3km、南北3.7kmとなっています。

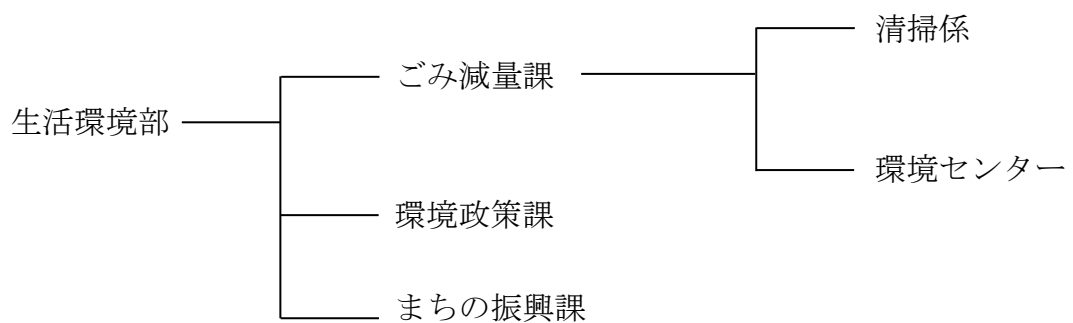
(3) 人口と世帯(平成29年4月1日現在)

人口 75,466人(男:36,954人、女:38,512人)

世帯 36,901世帯

2. 組織と事務分掌

(1) 組織(平成29年4月1日現在)



(2) 事務分掌 (ごみ減量課)

<清掃係>

- ① 清掃事業の企画及び運営に関すること。
- ② 一般廃棄物の収集、運搬及び処理に関すること。
- ③ 一般廃棄物処理業者の許可、指導及び監督に関すること。
- ④ 東京たま広域資源循環組合及び多摩川衛生組合に関すること。
- ⑤ 廃棄物処理手数料の徴収及び収納に関すること。
- ⑥ リサイクルセンターに関すること。
- ⑦ 美化推進に関すること。
- ⑧ 道路清掃に関すること。
- ⑨ し尿及び浄化槽に関すること。
- ⑩ 公衆便所に関すること。
- ⑪ 課内の庶務及び調整に関すること。

<環境センター>

- ① 環境センターに関すること。
- ② 清掃分室に関すること。
- ③ ごみの計量及び廃棄物処理手数料の収納に関すること。
- ④ 有価物の処分に関すること。
- ⑤ 広域処分場との連絡調整に関すること。
- ⑥ 下水道投入孔の維持管理に関すること。
- ⑦ 動物の死体処理に関すること。

(3) 職員数 (平成29年4月1日現在)

	部長	課長	係長	所長	主査	主任	主事	再任用	嘱託 職員	臨時 職員	計
生活環境部	1										1
ごみ減量課		1									1
清掃係			1		1	5	2		1	5	15
環境センター				1		2			1		4
計	1	1	1	1	1	7	2		2	5	21

3. 施設と使用車両

(1) 施設

① 国立市環境センター（平成元年1月竣工）

敷地面積 5,157㎡

処理能力 30t/5h

不燃物の処理・プラスチック類の減容化等を行う中間処理施設であり、粗大ごみの受け入れも行っていきます。

※詳細は、P36の1. 資源化と有害物処理に掲載。

② リサイクルセンター（平成5年3月竣工）

家具等を再生し、市民プラザ等で家具販売会を実施しています。

自転車については、再生したものを上記家具販売会のほか、自転車商組合（4店）に卸して販売しています。

また、家具や自転車をNPO法人くにたち富士見台人間環境ステーション「ゆーから」に卸して販売しています。

※詳細は、P45の（2）国立市リサイクルセンターに掲載。

(2) ごみ減量課使用車両

清掃パトロール車(軽車両)	1台
環境センター(軽車両)	1台
パッカー車	1台
軽ダンプ	1台
計	4台

4. ごみ処理のあゆみ

(※法・条例の制定及び改定については、主要なものを掲載。)

昭和29年に国が「清掃法」を制定。昭和30年以前は、各家庭でごみ処理。

【昭和30年代】

- 31年 ・リヤカーでのごみ収集開始（畜産還元）
- 35年 ・「清掃条例」制定、清化園衛生組合内に焼却炉完成
- 37年 ・ごみ収集がリヤカーから自動車へ切り替え

【昭和40年代】

- 40年 ・不燃ごみ収集開始
- 42年 ・不燃ごみ収集委託化
- 45年 ・国は「清掃法」を全面改正し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
・ごみ箱収集からステーション方式に変更
- 47年 ・市「清掃条例」改正
- 49年 ・国立市清掃工場完成

【昭和50年代】

- 51年 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正
・東京都市廃棄物処分地管理組合が発足
- 55年 ・集団回収による奨励金制度開始
・東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が発足
- 59年 ・可燃ごみ一部委託化

【昭和60年代】

- 62年 ・道路スイーパーによる道路清掃開始
- 63年 ・可燃ごみ全面委託

【平成】

- 元年 ・環境センター（粗大ごみ処理施設）完成
- 2年 ・一部地域にてビン・カン分別収集を実験的に開始
・牛乳パックの回収を始める、資源回収奨励金単価改正
- 3年 ・「資源有効利用促進法」制定
・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正
- 4年 ・資源物の分別回収を市内3分の1の地域で実施（8月）
・「清掃条例」を全面改正し、「国立市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」を制定
- 5年 ・リサイクルセンター完成
・「環境基本法」制定
・資源物の分別回収を市内全域で実施（6月）、ペットボトルの回収を開始
- 6年 ・廃棄物減量等推進制度が発足（1月）清掃指導員を任命
・第1期国立市ごみ問題市民委員会答申（12月）
- 7年 ・フロンガスの回収を始める
・レッドカード作戦を開始「容器包装リサイクル法」制定
- 8年 ・発泡スチロール減容機導入（資源化）

- 9年
 - ・収集体制の全面変更（可燃ごみ週2回、不燃ごみ・可燃系資源物・不燃系資源物週1回）、家庭し尿汲み取り有料化
 - ・第2期国立市ごみ問題市民委員会答申（6月）
- 10年
 - ・事業系ごみの全面有料化、粗大ごみの品目別有料化
 - ・「家電リサイクル法」制定（義務の発生は、平成13年4月より）
- 11年
 - ・国立市清掃工場閉鎖（平成11年3月31日閉鎖）
 - ・多摩川衛生組合に加入（構成市：狛江市、稲城市、府中市、国立市）
- 12年
 - ・第3期国立市ごみ問題市民委員会答申（3月）
 - ・「循環型社会推進基本法」制定
 - ・分別収集の一部変更等（7月）白色トレイ、スプレー缶
 - ・分別収集の一部変更（10月）プラスチック類(埋め立て廃止)
- 13年
 - ・「家電リサイクル法」の施行により、家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）の収集中止（※許可業者（3社）による収集で対応）
- 14年
 - ・第4期国立市ごみ問題市民委員会答申
 - ・循環型社会形成のための施策や家庭ごみ有料化の検討市民説明会実施
 - ・三多摩は一つなり交流事業の実施
 - ・不法投棄防止のための巡回監視を開始
 - ・清掃工場解体
 - ・清化園衛生組合施設解体
 - ・清化園衛生組合解散
 - ・くにたち市民トイレの設置
- 15年
 - ・循環型社会形成のための施策や家庭ごみ有料化の検討市民説明会実施
 - ・粗大ごみ収集の民間委託の実施（4月1日より）
 - ・家庭用せん定枝を回収し資源化への実施（7月より）
 - ・「国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例」及び同条例施行規則施行（7月1日より）
 - ・（仮称）国立市の良好な地域環境の確保に関する条例策定検討委員会発足（8月より）
 - ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」の改正により、メーカー等による家庭系使用済パソコンのリサイクルが開始されたことに伴い、粗大ごみの収集を中止（10月より）
 - ・コンポストに加え堆肥化容器購入費も軽減措置制度化開始（10月より）
 - ・落葉を回収し資源化への実施（11月より）
- 16年
 - ・第5期国立市ごみ問題審議会発足（3月22日）
 - ・三多摩は一つなり交流事業の実施（3月27日親子そば打ち体験交流）
 - ・都内市町村喫煙マナーアップキャンペーン実施（4月）
 - ・多摩環境フェスティバルの参加（5月15日）
 - ・（仮称）国立市の良好な地域環境の確保に関する条例策定検討委員会実施
 - ・廃食用油回収事業実施（7月より市内保育園等で開始）
 - ・二輪車メーカーリサイクル自主取り組み開始（10月より）

- 17年
 - ・自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）施行（1月1日より）
 - ・オール東京市区町村喫煙マナーアップキャンペーン実施（8月）
- 18年
 - ・第5期国立市ごみ問題審議会に「国立市循環型社会形成推進基本計画」（案）を答申（3月）
 - ・東京たま広域資源循環組合エコセメント事業開始（7月）
 - ・「国立市循環型社会形成推進基本計画」策定（7月）
- 19年
 - ・第6期国立市ごみ問題審議会発足（2月20日）
 - 同審議会に「国立市循環型社会形成推進基本計画第9章『計画の評価』に基づく実施状況の評価について」諮問
 - ・国立市ごみ減量協力店、平成19年度認定件数17件・・・累計19件（平成19年3月1日制度開始）
 - ・中央線沿線8市統一喫煙マナーアップキャンペーン実施（年3回）
- 20年
 - ・第6期国立市ごみ問題審議会より「国立市循環型社会形成推進基本計画第9章『計画の評価』に基づく実施状況の平成18年度評価について」答申（2月）
 - ・プラスチック圧縮梱包減容器を環境センターに設置（3月）
 - ・国立市ごみ減量協力店（平成20年度認定件数34件・・・累計53件）
 - ・プラスチック製容器包装資源化開始（7月）
 - ・プラスチック製容器包装、製品プラスチック類に分別収集変更（7月より）
- 21年
 - ・第6期国立市ごみ問題審議会より「国立市循環型社会形成推進基本計画第9章『計画の評価』に基づく実施状況の平成19年度評価について」答申（2月）
 - ・環境センター内に不燃ごみのストックヤード新設（3月）
 - ・第7期国立市ごみ問題審議会発足（4月）
 - 「国立市循環型社会形成推進基本計画第9章『計画の評価』に基づく実施状況の評価についてと、国立市循環型社会形成推進基本計画第5章1．発生抑制⑧『家庭ごみの有料化』の制度とそのあり方について」諮問
 - ・携帯電話への「ごみ出しお知らせメール」配信スタート（11月）
- 22年
 - ・第7期国立市ごみ問題審議会より「国立市循環型社会形成推進基本計画第9章『計画の評価』に基づく実施状況の平成20年度評価についてと、国立市循環型社会形成推進基本計画第5章1．発生抑制⑧『家庭ごみの有料化』の制度とそのあり方について」答申（3月）
 - ・市民と行政の協働事業として「資源とごみの分け方・出し方」パンフレットを作成（3月）
 - ・清掃分室の業務委託開始（4月）
 - ・多摩川衛生組合塩酸漏洩事故により焼却炉全面停止（6月15日）
 - 国立市は7月1日より日野市と国分寺市に直接搬入（8月2日稼働再開）
 - ・多摩川衛生組合による有害ごみ焼却試験発覚（8月20日）
 - 11月9日より12月7日までの間、東京たま広域資源循環組合（エコセメント化施設）焼却灰搬入停止
 - ・資源物直接買い取り開始（12月）北市民プラザ

- 23年
- ・有料広告記事掲載開始（2月）
「国立市ごみの分け方・出し方」パンフレット裏面掲載
 - ・資源物直接買い取り実施（2月）南市民プラザ
 - ・第7期国立市ごみ問題審議会より「国立市循環型社会形成推進基本計画第9章『計画の評価』に基づく実施状況の平成21年度評価についてと、国立市循環型社会形成推進基本計画第5章1. 発生抑制⑧『家庭ごみの有料化』の制度とそのあり方について」答申（3月）
 - ・二ツ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成（平成22年度）
 - ・東日本大震災被災者の方々へリサイクル家具・自転車等を寄付（宮古市及び国立市へ避難された世帯）
- 24年
- ・二ツ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成（平成23年度）
 - ・第8期国立市ごみ問題審議会より「国立市循環型社会形成推進基本計画第9章『計画の評価』に基づく実施状況の平成22年度評価について」答申（4月）
 - ・リサイクル家具・自転車を「ゆーから」で販売開始（4月）
 - ・収集した布団の売却開始（6月）
- 25年
- ・二ツ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成（平成24年度）
 - ・第8期国立市ごみ問題審議会より「国立市循環型社会形成推進基本計画第9章『計画の評価』に基づく実施状況の平成23年度評価について」答申（4月）
 - ・第9期国立市ごみ問題審議会発足（11月）
「国立市循環型社会形成推進基本計画の改定について」と、「家庭ごみの有料化の制度設計について」諮問
 - ・可燃ごみの減量推進のため古紙回収紙袋・水切りネットなどの啓発品を市内3駅で配布（月2回）
 - ・ごみ減量啓発のため各自治会・幼稚園・サークル等集会所へミニ出前講座を実施
- 26年
- ・「ミニ・キエーロ」モニター事業開始（2月）
 - ・二ツ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成（平成25年度）
 - ・「国立市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙等の制限に関する条例」を平成26年4月1日施行し、国立駅南口周辺を「国立駅南口路上喫煙等禁止区域」に指定
 - ・可燃ごみの減量推進のため古紙回収紙袋・水切りネットなどの啓発品を市内3駅で配布（月2回）
 - ・ごみ減量啓発のため各自治会・幼稚園・サークル等集会所へミニ出前講座を実施
 - ・東京たま広域資源循環組合の最終処分場地域交流事業費補助金制度を利用し、二ツ塚最終処分場施設見学及びつるつる温泉を市民団体が利用（4回）

- 27年
- ・市民に国立市のごみの現状をお知らせするため「くにたちごみ減量ニュース」を発行（2月）
 - ・二ツ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成（平成26年度）
 - ・「ミニ・キューロ」販売事業開始（5月）
 - ・第9期国立市ごみ問題審議会より「国立市循環型社会形成推進基本計画の改訂について」と「家庭ごみの有料化の制度設計について」の最終答申を平成27年11月19日に受理
- 28年
- ・二ツ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成（平成27年度）
 - ・「家庭ごみ有料化の実施方針（素案）」を策定（4月）
 - ・第10期国立市ごみ問題審議会発足（4月）
「国立市循環型社会形成推進基本計画に基づく進捗状況の評価について」を諮問
 - ・「家庭ごみ有料化の実施方針（案）」を策定（8月）
 - ・「国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例」を改正（9月。平成29年1月1日施行）
資源物の持ち去りの禁止、禁止命令に従わない者の氏名の公表、20万円以下の罰金を規定
 - ・「家庭ごみ有料化の実施方針」を策定（11月）
 - ・「国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例」を改正（12月。平成29年9月1日施行）
家庭ごみの有料化を規定
- 29年
- ・二ツ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成（平成28年度）
 - ・「国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例」を平成29年9月1日に施行（家庭ごみ有料化実施開始）
 - ・第10期国立市ごみ問題審議会より「国立市循環型社会形成推進基本計画に基づく進捗状況の評価について」の平成28年度実績についての答申を平成30年3月7日に受理。

5. 平成29年度清掃事業費

<歳入>

(単位:円)

款	項	目	節	収入済額	説明
1	2		使用料及び手数料		
		2	手数料		
			2. 衛生費手数料	340,507,995	
			1. ごみ処理手数料	339,240,915	一般廃棄物許可業者等ごみ処理手数料 98,966,610 直接搬入等ごみ処理手数料 9,735,570 収納廃棄物処理手数料 230,538,735
			2. し尿処理手数料	1,027,080	し尿雑排水等処理手数料
			3. 認可手数料	240,000	一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料
1	4		都補助金		
		2	都補助金		
			1. 総務費都補助金	87,020,000	
			1. 市町村交付金	87,020,000	多摩川衛生組合負担金 40,000,000 東京たま広域資源循環組合負担金 40,000,000 環境センター設備改修事業 7,020,000
1	9		諸収入		
		4	雑入		
			4. 雑入	103,764,132	
			2. 雑入	103,764,132	有価物売却代 38,152,413 家具・自転車等リサイクル製品売却代 1,140,300 一般廃棄物管理票売払収入 883,420 再商品化合理化拠出金 1,561,066 多摩川衛生組合負担金過年度清算金 61,361,335 三多摩は一つなり交流事業補助金 358,326 生ごみ処理容器売払代金 79,272 環境センター自動販売機電気代 48,000 ごみ分別表広告料収入 180,000
			合計	531,292,127	

<歳出>

(単位:円)

款	項	目	事務事業名	支出済額	説明
4.	衛生費				
	2.	清掃費		1,191,316,298	
		1.	清掃総務費	128,234,078	
			1. 職員人件費等	123,671,812	
			2. ごみ減量課嘱託職員報酬	4,465,266	
			3. 全国都市清掃会議参画等事業に係る経費	97,000	
		2.	ごみ処理費	1,051,954,374	
			1. ごみ問題審議会運営事業に係る経費	464,250	委員報酬
			2. 清掃分室維持管理事業に係る経費	1,992,183	
			3. ごみ収集等事業に係る経費	477,527,935	ごみ収集等委託料
			4. 可燃ごみ資源化事業に係る経費	363,999	
			5. ごみ減量・分別PR事業に係る経費	2,184,798	
			6. 生ごみ減量助成事業に係る経費	26,300	
			7. 資源回収推進奨励金交付事業に係る経費	14,299,566	
			8. 多摩川衛生組合共同運営事業に係る経費	280,094,000	多摩川衛生組合負担金
			9. 環境センター管理運営事業に係る経費	114,000,935	
			10. 家具・自転車等リサイクル事業に係る経費	4,022,702	
			11. ごみ再生・処分事業に係る経費	37,153,706	
			12. 東京たま広域資源循環組合共同運営事業	119,824,000	東京たま広域資源循環組合負担金
		3.	し尿処理費	11,127,846	
			1. し尿収集事業に係る経費	8,228,382	
			2. 公衆便所維持管理事業に係る経費	2,899,464	

6. 清掃事業費決算額の推移（平成25年度～29年度）

＜歳入＞※主な収入

（単位：円）

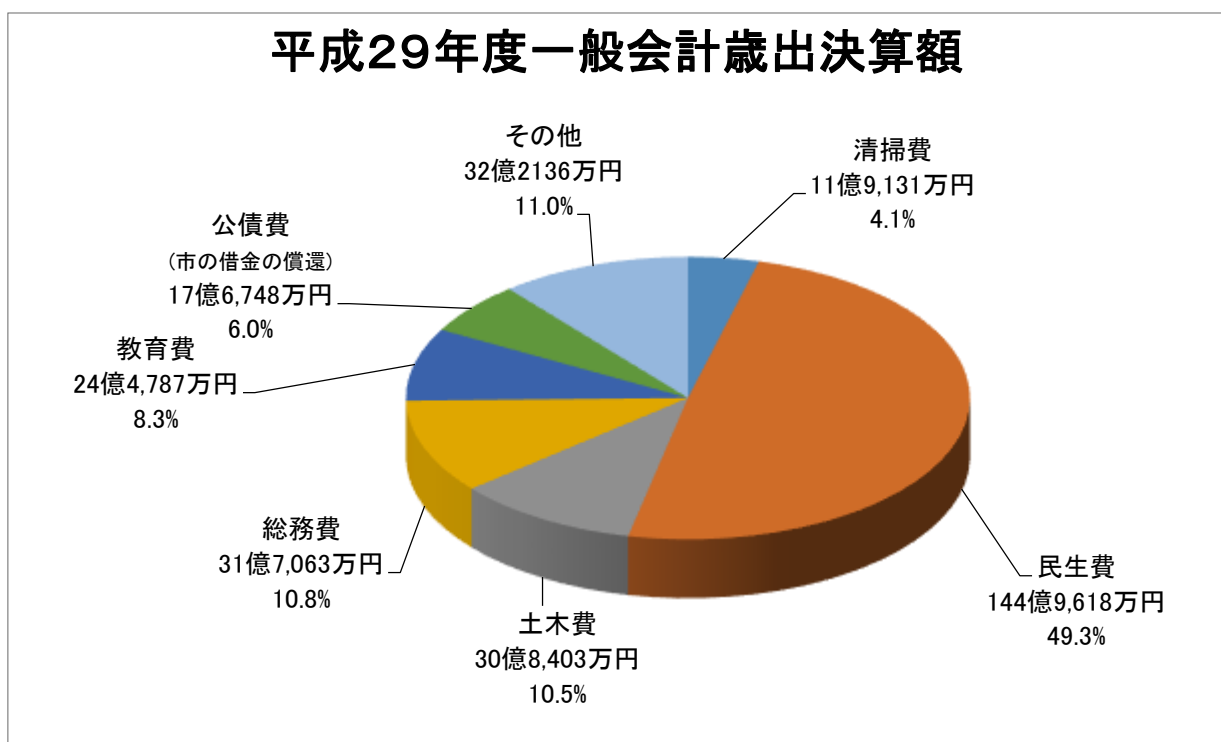
区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ごみ処理手数料	135,007,400	136,840,500	145,463,190	142,604,500	339,240,915
し尿処理手数料	1,440,060	1,492,830	1,231,710	1,223,250	1,027,080
多摩川衛生組合負担金	50,000,000	30,000,000	50,000,000	40,000,000	40,000,000
環境センター管理運営	—	—	—	—	—
環境センターPLC 改修工事	10,500,000	4,500,000	—	—	—
環境センター設備 改修事業	—	—	13,100,000	7,000,000	7,020,000
ごみ処理・再生等	—	—	—	—	—
ごみ最終処分事業	—	—	—	—	—
有価物売却代	30,705,731	38,264,607	35,123,585	30,877,087	38,152,413
家具・自転車等リサイクル 製品売却代	1,821,800	1,527,800	1,575,750	1,589,850	1,140,300
再商品化合理化拠出金	1,398,636	2,320,530	118,293	14,502	1,561,066
多摩川衛生組合負担金 過年度清算金	151,567,670	76,506,945	52,198,951	39,545,736	61,361,335
多摩川衛生組合府中市 全域加入に伴う清算金	153,505,785	153,505,785	153,505,785	153,505,785	0
多摩川衛生組合和解金	—	—	—	—	—
たま広域資源循環組合 負担金	45,000,000	20,000,000	55,000,000	42,000,000	40,000,000
合計	580,947,082	464,958,997	507,317,264	458,539,930	529,503,109

<歳出>

(単位：円)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
清掃総務費	115,200,018	119,337,528	121,101,359	111,670,385	128,234,078
ごみ処理費	1,087,004,786	1,052,526,361	1,058,217,343	935,874,198	1,051,954,374
し尿処理費	11,039,291	11,663,634	11,631,906	11,168,473	11,127,846
清掃費合計	1,213,244,095	1,183,527,523	1,190,950,608	1,058,713,056	1,191,316,298
一般会計	25,660,704,589	28,454,194,625	30,572,302,924	29,289,999,989	29,378,867,818
一般会計に占める割合	4.7%	4.2%	3.9%	3.6%	4.1%
人口(4月1日現在)	74,381人	74,303人	74,546人	75,054人	75,466人
市民1人当り清掃費用	16,311円	15,928円	15,976円	14,106円	15,786円

平成29年度一般会計歳出決算額



国立市の平成29年度一般会計歳出決算額293億7,886万7,818円のうち、清掃費には、11億9,131万6,298円の支出があり、約4.1%がごみの処理にかかる費用として使われました。また、市税(歳入決算額149億6,324万3,088円)の割合から見ると、約8.0%が使われたこととなります。

<平成29年度の主な支出内容>

・光熱水費（清掃分室）	699,659円
・ごみ収集委託料（臨時収集含む）	308,513,430円
・清掃分室業務委託料	24,922,080円
・粗大ごみ収集等委託料	23,794,560円
・歩道等清掃委託料	3,157,056円
・ごみ処理手数料収納事務委託料	19,641,200円
・有料ごみ処理袋等総合管理委託料	69,669,463円
・路上喫煙指導啓発等委託料	882,960円
・環境フェスタ会場装飾委託料	1,490,400円
・資源回収推進奨励金	14,299,566円
・多摩川衛生組合負担金	280,094,000円
・光熱水費（環境センター）	5,927,786円
・施設運営委託料（環境センター）	80,504,820円
・樹木等剪定委託料	1,481,303円
・除害設備水質検査委託料	414,720円
・リサイクル事業委託料	1,830,000円
・不燃ごみ等処理委託料	3,551,827円
・有害物等処理委託料	2,750,706円
・資源物等運搬委託料	28,362,960円
・ごみ組成分析委託料	1,512,000円
・東京たま広域資源循環組合負担金	119,824,000円
・し尿収集委託料	8,099,568円
・公衆便所清掃委託料	2,052,000円

7. 平成29年度一般廃棄物処理計画

国立市告示第79号

国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例（平成15年3月国立市条例第15号）第15条第1項及び第2項の規定に基づき、平成29年度国立市循環型社会形成推進実施計画を別紙のとおり定めたので告示する。

平成29年 3月31日

国立市長 永見 理夫

平成29年度国立市循環型社会形成推進実施計画について

1. 施行期間 平成29年 4月 1日から
 平成30年 3月31日まで

2. 施行区域 市全域

3. 一般廃棄物等の発生量及び処理量の見込み

(1) 平成29年度の発生量及び処理量（見込み）

種 別	発 生 量(見込み)	処 理 量(見込み)
可 燃 ご み	12,753 ト	12,753 ト
不 燃 ご み	1,496 ト	1,496 ト
粗 大 ご み	553 ト	553 ト
有 害 ご み	22 ト	22 ト
資 源 物	6,127 ト	6,127 ト
集 団 回 収 以 外	4,794 ト	4,794 ト
集 団 回 収	1,333 ト	1,333 ト
し 尿	191.0kl	191.0kl
せ ん 定 枝 等	101 ト	101 ト

(2) 平成28年度発生量及び平成29年度発生量の見込み比較

種 別	平成28年度 発生量（見込み）	平成29年度 発生量（見込み）	増減比較
可 燃 ご み	14,470 ト	12,753 ト	-1,717 ト -11.9%
不 燃 ご み	1,599 ト	1,496 ト	-103 ト -6.4%
粗 大 ご み	520 ト	553 ト	33 ト 6.3%
有 害 ご み	25 ト	22 ト	-3 ト -12%
資源物	5,746 ト	6,127 ト	381 ト 6.6%
集 団 回 収 以 外	4,530 ト	4,794 ト	264 ト 5.8%
集 団 回 収	1,216 ト	1,333 ト	117 ト 9.6%
し 尿	200.2kl	211.4kl	11.2kl 5.6%
せ ん 定 枝 等	102 ト	120 ト	18 ト 17.6%

4. 一般廃棄物等の発生抑制のための方策に関する事項

(1) 行政の方策

市内におけるごみの排出抑制に関し、計画の策定や各施策の実施、適切な普及啓発や情報提供、環境学習等を行うことにより市民の自発的な取組みを促進する。

- ①一般廃棄物処理基本計画・実施計画を策定する。
- ②計画の基本方針や目標を達成するための各施策を確実に実施する。
- ③一般廃棄物の安全かつ安定的な処理を行う。
- ④市民、事業者に対して、ごみの減量化・再生利用・ごみの適切な分別に関する啓発や情報提供を行う。
- ⑤ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場においてごみ処理施設の見学などを通じた環境学習を行う。
- ⑥廃棄物処理業者等の指導や育成を行う。
- ⑦拡大生産者責任の強化に関して要望を通じて働きかける。
- ⑧自らも事業者として循環型社会の形成に向けた取組みを行う。

(2) 市民の方策

- ①商品の購入に当たっては、自ら買い物袋やマイバッグ等を持参し、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に心がける。
- ②商品の使用に当たっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用するよう心がける。
- ③可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルに心がける。
- ④ごみの排出に当たっては、減量化や分別に努めるとともに、適正なルートでの排出を心がける。
- ⑤地域での資源集団回収への協力、販売店への返却、不用品の売却や交換に心がける。

(3) 事業者の方策

- ①環境に配慮した事業活動に努め、自ら排出するごみの発生抑制に努めるとともに、自らの責任においてごみの適正な処理を行う。
- ②製造事業者等は、拡大生産者責任を踏まえ事業活動に伴う環境負荷の低減に努める。環境配慮設計の徹底、繰り返し使用できる製品への転換、簡易包装の推進、リサイクルの推進など。
- ③小売事業者は、消費者に近い事業者として一般廃棄物の削減にかかる取組みへの貢献に努める。レジ袋の削減、リユース、リサイクル製品の積極的な販売、量り売り等の推進、簡易包装の推進、店頭回収、マイバッグの奨励など。
- ④廃棄物処理業者は、廃棄物を貴重な資源として捉え循環利用に努めるとともに、廃棄物処理やリサイクルに関する技術の高度化に努める。

(4) 一般廃棄物処理業者の方策

- ①一般廃棄物処理業の許可を受けている者は、法令に基づき適正に廃棄物を処理する。
- ②一般廃棄物の収集又は運搬の許可を受けている者は、収集又は運搬を依頼する者の一般廃棄物が減量及び資源化されるように工夫した分別及び収集を行う。
- ③一般廃棄物の収集又は運搬の許可を受けている者は、収集又は運搬を依頼する者に対し、一般廃棄物の減量及び資源化のための方策を提案する。

5. 分別して収集するものとした一般廃棄物等の種類及び分別の区分

平成29年8月31日まで

種類	分別の区分
燃やせるごみ	可燃ごみ
容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装
プラスチック製容器包装以外のプラスチック類	製品プラスチック類
燃やさないごみ	不燃ごみ
有害ごみ・危険物	乾電池
	体温計
	蛍光管等
	ライター
	刃物類・割れ物
可燃系資源物	新聞
	雑誌
	ダンボール
	書籍
	牛乳パック
	その他の紙
	衣類
不燃系資源物	ビン
	ペットボトル
	カン
せん定枝・葉・草	せん定枝・葉・草
50cm以上の大型ごみ	粗大ごみ
犬・猫などの動物死体	動物死体
し尿	し尿

平成29年9月1日以降

種類	分別の区分
燃やせるごみ	可燃ごみ
容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装
プラスチック製容器包装以外のプラスチック類	不燃ごみ
燃やさないごみ	
有害ごみ・危険物	乾電池
	体温計
	蛍光管等
	ライター
	刃物類・割れ物
	陶磁器類
	ガラス類
スプレー缶	
可燃系資源物	新聞
	雑誌
	ダンボール
	書籍
	牛乳パック
	その他の紙
	衣類
不燃系資源物	ビン
	ペットボトル
	カン（スプレー缶除く）
せん定枝・葉・草	せん定枝・葉・草
50cm以上の大型ごみ	粗大ごみ
犬・猫などの動物死体	動物死体
し尿	し尿

6. 一般廃棄物等の循環的な利用及び適正な処分の方法

(1) 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令』、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則』、『国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例』及び『国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例施行規則』に基づき、一般廃棄物等の循環的な利用及び適正な処分を行うものとする。

(2) 市が収集する場合の収集方法については、下記のとおりとする。

平成29年8月31日まで				平成29年9月1日以降				
分別種別	収集区域	収集回数	収集方法	分別種別	収集区域	収集回数	収集方法	
可燃ごみ	市全域	毎週2回	分別ステーション収集方式	可燃ごみ	市全域	毎週2回	分別ステーション収集方式	
プラスチック製容器包装		毎週1回	分別ステーション収集方式	プラスチック製容器包装		毎週1回	分別ステーション収集方式	
製品プラスチック類		毎週1回	分別ステーション収集方式	製品プラスチック類		2週間に1回	分別ステーション収集方式	
不燃ごみ		毎週1回	分別ステーション収集方式	不燃ごみ		分別ステーション収集方式	2週間に1回	分別ステーション収集方式
有害ごみ・危険物		毎週1回	分別ステーション収集方式	有害ごみ・危険物			2週間に1回	分別ステーション収集方式
				小型家電製品			2週間に1回	分別ステーション収集方式
可燃系資源物		毎週1回	分別ステーション収集方式	可燃系資源物(段ボール)			2週間に1回	分別ステーション収集方式
				可燃系資源物(本・雑誌)			2週間に1回	
				可燃系資源物(雑がみ)			2週間に1回	
				可燃系資源物(古布類)			2週間に1回	
可燃系資源物(新聞紙)		4週間に1回						
可燃系資源物(紙バック)		4週間に2回						
不燃系資源物		毎週1回	分別ステーション収集方式	不燃系資源物		2週間に1回	分別ステーション収集方式	
せん定枝		申込みの都度	個別収集	せん定枝		申込みの都度	個別収集	
粗大ごみ	申込みの都度	個別収集	粗大ごみ	申込みの都度	個別収集			
臨時排出ごみ	申込みの都度	個別収集	臨時排出ごみ	申込みの都度	個別収集			
動物死体	申込みの都度	個別収集	動物死体	申込みの都度	個別収集			
し尿	月1～2回 随時	個別収集	し尿	月1～2回 随時	個別収集			

※ステーション：下記①に定めるごみ集積所

- ① 市が収集する場合の収集場所は、あらかじめ市に届け出をして、市が収集に支障がない場所として認めたごみ集積所とする。

戸建住宅については原則として複数世帯で1か所とし、当該複数世帯で協議して決めたいずれかの世帯の敷地と道路の境界付近とする。

一般廃棄物の1日の平均排出量が10kg未満の事業所については原則として各事業所ごとに1か所とし、各事業所の敷地と道路の境界付近とする。

集合住宅等については原則として敷地と道路の境界付近の当該敷地内とする。

- ② 市長は、ごみ集積所台帳を国立市役所ごみ減量課に備え置き、請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならない。

7. 市が行う一般廃棄物等の循環的な利用及び適正な処分の方法に関する占有者又は事業者の義務と役割の内容

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律や国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例（以下「条例」という。）は、市にごみ処理責任を課している。それらの法令上は、一般廃棄物についての全面的な廃棄物処理・再利用責任は市にあることを定めている。しかし、占有者にあたる生活者としての市民がごみの排出者であることは間違いなく、市民は1次的責任者としての排出者責任を回避することはできない。また、事業系ごみは事業者が自らの責任で適正に処理する必要があることから有料としており、市は事業所調査・指導についても徹底していく。

- (2) 市の廃棄物行政における責任は、市民のできない部分の補完的役割としての処理および再利用を適切にすすめる責任である。行政の役割はあくまで市民や事業者の行為を援助することであって、市民と事業者が発生を抑制しなければ、課題を解決することはできない。廃棄物等の循環的な利用等に向けた関係者の行動を通して、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムから循環型社会システムに転換することが期待でき、そのことによって廃棄物の処理による公害を予防し、環境破壊を最小限に抑えることができ、健康で良好な環境を確保できる。

- (3) 住民・事業者・行政は、環境に配慮し、環境負荷を最小のものとする
 ことに最大限の努力をし、協働して環境にできるだけ負荷をかけない廃棄物
 処理・リサイクルのシステムを構築し、循環型社会の形成を目指すことと
 する。施策の優先順位として、①発生抑制、②リユース、③リサイクル、
 ④無害化等中間処理、⑤最終処分とする。

8. 一般廃棄物等の処理施設の整備に関する事項

施設種別	施設名	設置主体
ごみ焼却施設	クリーンセンター多摩川	多摩川衛生組合
不燃・粗大ごみ処理施設	国立市環境センター	国立市
最終処分場	東京たま広域資源循環組合 二ツ塚廃棄物広域処分場	東京たま広域資源循環組合
し尿処理施設	国立市環境センター	国立市

国立市外の一般廃棄物の処理施設に関する事項

施設種別	施設名	所在地
せん定枝チップ化施設	比留間運送(株)	東京都武蔵村山市
豊の資源化(RPF化)施設	(株)市川環境エンジニアリング	千葉県市川市
有害ごみ処理施設	野村興産(株)	北海道留辺蕊町
ガラス・陶磁器くず処理施設	ガラスリソーシング(株)	千葉県銚子市
メタン発酵施設	バイオエネルギー(株)	東京都大田区
飼料化施設	(株)アルフォ	東京都大田区
堆肥化施設	(株)アイル・クリーンテック	埼玉県寄居町
焼却施設(ガス化改質方式)	オリックス資源循環(株)	埼玉県寄居町
飼料化施設	武松商事(株)	神奈川県横浜市
総合リサイクル施設	(株)アクト・エア	神奈川県愛川町
堆肥化・飼料化施設	(株)フジコー	千葉県白井市
飼料化施設	(有)ブライト・ピック	千葉県旭市

9. その他一般廃棄物の処理等に関し必要な事項

(1) 国立市ごみ問題審議会

条例第12条の規定に基づき、国立市ごみ問題審議会を設置し、循環型社会の形成に関する基本方針並びに一般廃棄物等の発生抑制、循環的な利用及び適正な処分に係る施策等について定める国立市循環型社会形成推進基本計画（一般廃棄物処理計画を含む。）について審議する。

(2) 廃棄物減量等推進員

廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物等の発生抑制、循環的な利用及び適正な処分のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

(3) 容器包装リサイクル法に基づく処理品目

ガラスビン（破砕ガラスビン）、ペットボトル、プラスチック製容器包装

(4) 収集・受入しない品目

バイク、バッテリー、タイヤ、コピー機、ピアノ、電気オルガン、金庫、消火器、ボウリングの球、発電機、溶接機、エアコンプレッサー、チェーンソー、水中ポンプ、モーター類、印刷機などの大型機械、レンガ、ブロック、石膏ボード、コンクリート片、ガレキ、石、砂、土、廃油、薬品類、注射器、注射針、ボンベ、エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン、冷凍庫、その他鉄・アルミ・鋳物等でできた硬度が高く市の処理施設等の機能及び技術上の能力の限界を超え処理できない物、事業系一般廃棄物で市の処理施設で中間処理能力が限界を超えるもの等

(5) 市民の申出制度

市民は条例第14条第1項の規定に基づき市の施策について市長に意見を申し出ることができる。

II ごみ収集事業

1. ごみ収集の現状

(1) ごみの出し方

<収集日> 平成29年8月31日まで

地域		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
東・中 谷保・泉 青柳・ 石田 矢川		可燃ごみ	不燃ごみ プラスチック製 容器包装 製品プラスチック類 有害物・危険物	紙類 衣類	可燃ごみ	ビン ペットボトル カン
富士見台 西・北		不燃ごみ プラスチック製 容器包装 製品プラスチック類 有害物・危険物	可燃ごみ	紙類 衣類	ビン ペットボトル カン	可燃ごみ



<収集日> 平成29年9月1日以降

地域	週	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
東中 谷保 泉柳 石田 矢川	1	可燃ごみ	不燃ごみ(製品 プラスチック類含む) プラスチック製 容器包装	段ボール・紙バック	可燃ごみ	ペットボトル
	2	可燃ごみ	プラスチック製 容器包装 小型家電 有害物・危険物	衣類 本・雑誌 雑がみ	可燃ごみ	ビン・カン
	3	可燃ごみ	不燃ごみ(製品 プラスチック類含む) プラスチック製 容器包装	段ボール・新聞紙	可燃ごみ	ペットボトル
	4	可燃ごみ	プラスチック製 容器包装 小型家電 有害物・危険物	衣類 本・雑誌 雑がみ	可燃ごみ	ビン・カン
	5	可燃ごみ	不燃ごみ(製品 プラスチック類含む) プラスチック製 容器包装	段ボール・紙バック	可燃ごみ	ペットボトル
富士見台 西 北	1	不燃ごみ(製品 プラスチック類含む) プラスチック製 容器包装	可燃ごみ	衣類 本・雑誌 雑がみ	ペットボトル	可燃ごみ
	2	プラスチック製 容器包装 小型家電 有害物・危険物	可燃ごみ	段ボール・紙バック	ビン・カン	可燃ごみ
	3	不燃ごみ(製品 プラスチック類含む) プラスチック製 容器包装	可燃ごみ	衣類 本・雑誌 雑がみ	ペットボトル	可燃ごみ
	4	プラスチック製 容器包装 小型家電 有害物・危険物	可燃ごみ	段ボール・新聞紙	ビン・カン	可燃ごみ
	5	不燃ごみ(製品 プラスチック類含む) プラスチック製 容器包装	可燃ごみ	衣類 本・雑誌 雑がみ	ペットボトル	可燃ごみ

①徹底した分別を行うため、収集日を指定しています。

(収集日以外のごみ出しは、収集しません)

②祝日も収集しています

<ごみ出しは、当日朝8時30分までに>

- ①ごみの収集は、朝8時30分からとなっています。
- ②前日のごみ出しは、カラスや猫の餌となり集積所が汚されることがあります。
また、不法投棄もされやすくなります。
- ③各集積所の収集時間は、その日のごみの量や季節、天候、交通状況等により毎日変動します。
当日、朝8時30分までに出すことをお願いしています。

<可燃ごみなどを出す袋は、透明、半透明のビニール袋で>

- ①分別を徹底するため袋は指定しませんが、中身が見えるビニール袋でお願いしています。
- ②分別の徹底は、資源化量を増やし、埋立て量を減らし、天然資源を守ることとなります。
- ③不適切なごみ出しには、啓発のためカードを貼り収集しません。


平成 年 月 日

国立市からのお願い

このごみの出し方は、以下の理由により収集しません。

- 1.これは市指定の有料ごみ袋でお出してください。
家庭系有料袋 事業系有料袋
- 2.これは粗大ごみです。市役所へ申し込んでからお出してください。
- 3.きちんと分別をして、決められた日に出し直してください。
- 4.これは本日の収集品目ではありません。決められた収集日にお出してください。(収集日： / ())
- 5.ここは集積所ではありません。
- 6.その他

ごみの適正処理・資源化推進のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

 国立市ごみ減量課清掃係
☎042-576-2111 内線141,142

平成 年 月 日

国立市からのお願い

このごみの出し方は、以下の理由により収集しません。


これは市指定の有料ごみ袋でお出してください。

(可燃ごみ用・不燃ごみ用・容器包装プラスチック用)

きちんと分別をして、決められた日に出し直してください。

その他 ()

ごみの適正処理・資源化推進のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

 国立市ごみ減量課清掃係
☎042-576-2111 内線141,142

平成 年 月 日


国立市からのお願い

このごみは、本日の収集日ではございません。
決められた日に出し直してください。

収集日： / ()

ご協力をお願いいたします。

ごみの適正処理・資源化推進のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

 国立市ごみ減量課清掃係
☎042-576-2111 内線141,142

<事業所のごみ>

市指定の有料ごみ袋か、市が許可した「許可業者」により有料で行われています。

- ①事業所のごみは、事業者の責任で処理することが法律などで決められています。
- ②事業所のごみは、有料袋か許可業者収集かなどについてデータで管理されています。

有料ごみ袋の容量	単価	セット販売価格
45ℓ (可燃・不燃ごみ用の大袋)	280円	1,400円 (5枚セット)
22.5ℓ (可燃・不燃ごみ用の小袋)	140円	1,400円 (10枚セット)
45ℓ (不燃系資源物の大袋)	90円	450円 (5枚セット)
22.5ℓ (不燃系資源物の小袋)	45円	450円 (10枚セット)
紙袋 (可燃系資源物用)	45円	450円 (10枚セット)

◎詳しくは、事業所用のパンフレットをご参照ください。

<市が収集しないもの>

- ①法律で定められたごみ以外にも、市が収集しないものがあります。
- ②家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)は、各家庭等から大量に出るごみであり、資源の有効な活用を促進するため、平成13年4月1日から電気店または許可業者による収集となりリサイクルが義務化されました。
- ③廃パソコンは、平成15年10月より資源の有効な利用の促進に関する法律によりメーカーの回収再資源化が開始されました。
- ④バイクは、平成16年10月よりメーカーでの収集、リサイクルとなりました。
- ⑤バッテリーや消火器など市が処理できないものは収集していません。
- ⑥収集できないものは、収集している業者をお知らせしています。
- ⑦不法投棄されず、専門の業者に、安全、確実に処理してもらうことが大切です。

<臨時に排出されるごみの出し方>

- ①臨時に排出される場合とは、引越しによる多量のごみを出す場合などで、臨時に収集日を設定します。排出者の立ち合いが必要です。
- ②分別されていることが条件であり、料金は有料となります。
料金：1kg当たり40円 ※現金でその場で徴収します。
- ③環境センターに直接持ち込むこともできます。
料金：1kg当たり30円 ※環境センターで現金で徴収します。
持ち込み場所：環境センター（谷保3643番地 電話572-2172）
※搬入時間は、月曜から金曜日までの午前9時から午後4時まで。（正午～午後1時を除く）

(2) ごみの分け方

国上市では、一般家庭から排出されるごみを「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」等に分別して収集を行っています。

この分別排出により、中間処理でリユース・リサイクルするものの選別が可能となり、焼却や埋立てされるごみの量を減らすことができます。

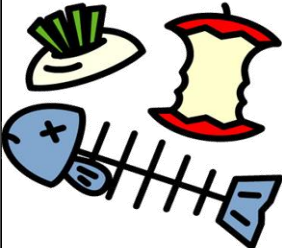





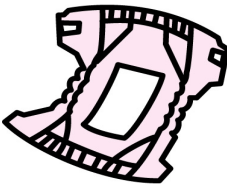

<ごみの分け方・出し方>

平成29年8月31日まで

可燃ごみ (50cm未満)			曜日
・透明・半透明のビニール袋に入れて出してください。			
生ごみ	食用油を染み込ませた紙	くつ・かばん類	
			
汚れた紙・カーボン紙等	紙おむつ	座布団類	
			



平成29年9月1日以降

可燃ごみ (50cm未満)			曜日
・黄色の有料ごみ処理袋に入れて出してください。			
生ごみ	食用油を染み込ませた紙	くつ・かばん類	座布団類
			
汚れた紙・カーボン紙等	ラップ (リサイクルできない為)	紙おむつ	木・枝・落葉・草
			

<ごみの分け方・出し方>

平成29年8月31日まで

不燃ごみ (50cm未満)		曜日
・透明・半透明のビニール袋で 「プラスチック製容器包装」 「製品プラスチック類」 「有害物・危険物」		とは別の袋で出してください。
なべ・フライパン等 	茶碗・ガラス 	かさ (50cm以上含む) 
食用油の缶 (飲料用除く) 	アルミホイル等 	小型家電製品 



平成29年9月1日以降

不燃ごみ (50cm未満)		曜日
・黄緑色の有料ごみ処理袋に 入れて出してください。		「小型家電製品」 「有害物・危険物」 は、出し方が別となります。
金属類 	製品プラスチック類 	かさ 50cm以上含む※一部分が袋から 出ている可、有料袋をかさに 巻きつけて出しても可 
CD、DVD、ビデオテープ等 		






＜ごみの分け方・出し方＞

平成29年8月31日まで

プラスチック製包装容器 (50cm未満)			曜日
「不燃ごみ」 ・透明・半透明のビニール袋で「製品プラスチック類」「有害物・危険物」 ・汚れたものは「可燃ごみ」で出してください。			とは別の袋で出してください。
パック類 	カップ麺の容器 	食品やお菓子の袋 	
カップ・ボトル類 	トレイ類 	緩衝材類 	

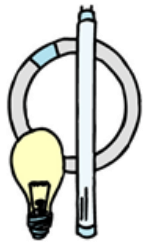


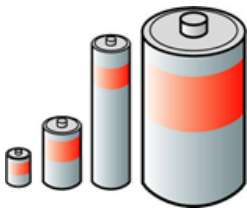


平成29年9月1日以降

プラスチック製包装容器 (50cm未満)			曜日
・水色の容器包装プラスチックの有料ごみ処理袋に入れて出してください。 ・「有害物・危険物」は、出し方が変更となります。 ・汚れたものは「可燃ごみ」で出してください。			
パック類 	カップ類 	袋類 	
プラスチック製 キャップ・フタ・ラベル 	プラスチックボトル類 	その他（発泡スチロール、 果物をくるんでいるネット等） 	


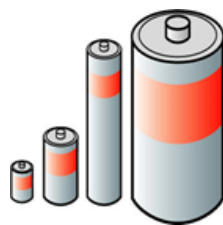


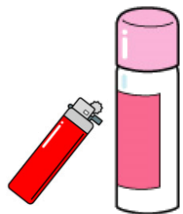
<ごみの分け方・出し方>

平成29年8月31日まで

有害物・危険物（50cm未満）	曜日
<p>・「不燃ごみ」と同じ日の収集ですが、4種類それぞれ別々の透明・半透明のビニール袋に入れて出してください。</p>	
<p>蛍光管・電球</p> 	<p>体温計</p> 
<p>ライター</p> 	<p>乾電池</p> 



平成29年9月1日以降

有害ごみ（50cm未満）	曜日
<p>それぞれ、種類別に透明・半透明のビニール袋に入れて出してください。 ※蛍光管は、長さが1m以内のものであり、1m以上は粗大ごみでの収集となります。</p>	
<p>蛍光管・電球</p> 	<p>電池類</p> 
<p>体温計</p> 	
危険物（50cm未満）	曜日
<p>それぞれ、種類別に透明・半透明のビニール袋に入れて出してください。</p>	
<p>ガラス製品・陶磁器類・刃物 (割れ物、刃物は、危険のないよう紙などに包んでください)</p> 	<p>スプレー缶・カセットボンバ・ライター (中身を使い切ってください)</p> 

＜ごみの分け方・出し方＞

平成29年8月31日まで

木・枝（針葉樹は除く）・落葉・草	市に申告制	水曜日
<ul style="list-style-type: none"> ・回収日 毎週水曜日（前日までに申し込みを） ・枝の長さ50cm、一本の太さは8cm以内で束ねた直径は30cm以内で、1回に5束までです。（針葉樹は可燃ごみへ） ・落葉・草はそれぞれ5袋までです。 		
<p>木・枝</p> 	<p>落葉・草</p> 	




平成29年9月1日以降

木・枝（針葉樹は除く）・落葉・草	市に申告制	水曜日
<ul style="list-style-type: none"> ・回収日 毎週水曜日（前日までに申し込みを） ・枝の長さ50cm、一本の太さは8cm以内で束ねた直径は30cm以内で、1回に5束までです。（針葉樹は可燃ごみへ） ・落葉・草はそれぞれ5袋までです。 		
<p>木・枝</p> 	<p>落葉・草</p> 	


＜ごみの分け方・出し方＞

平成29年8月31日まで

衣類・本・雑誌・ダンボール・牛乳パック・その他の紙・新聞			水曜日
<ul style="list-style-type: none"> ・必ずひもで十字に縛って出してください。 ・衣類は、雨の日に出さないでください。 ・小さな紙は紙袋等に入れて出してください。 			
衣類（ダウン含む）・毛布 	雑誌・本 	ダンボール 	
牛乳パック 	その他の紙 	新聞 	






平成29年9月1日以降

衣類・本・雑誌・ダンボール・牛乳パック・その他の紙・新聞			
古布類 （収集頻度：2週間に1回） ※十字に縛って 出してください。	雑誌・本 （収集頻度：2週間に1回） ※束ねて十字に縛って 出してください。	ダンボール （収集頻度：2週間に1回） ※平らに開いてから、 ひもで十字に縛って 出してください。	
			
紙パック （収集頻度：4週間に1回） ※中を洗い、切り開き、 乾かして、十字に縛って 出してください。	雑がみ （収集頻度：2週間に1回） ※紙袋に入れて 出してください。	新聞紙 （収集頻度：4週間に1回） ※束ねて十字に縛って 出してください。	
			




＜ごみの分け方・出し方＞

平成29年8月31日まで

ビン・ペットボトル・カン・スプレー缶			曜日
<ul style="list-style-type: none"> • キャップは取り、中を水で洗って、透明・半透明のビニール袋に入れて出してください。大規模集合住宅ではコンテナによる回収となります。 • 「ビン・ペットボトル」「カン・スプレー缶」という区分で別々の袋に入れて出してください。 • スプレー缶は中身を使いきってください。 			
ビン（化粧ビン含む）	ペットボトル（♻️マーク入り）	カン・スプレー缶	
			

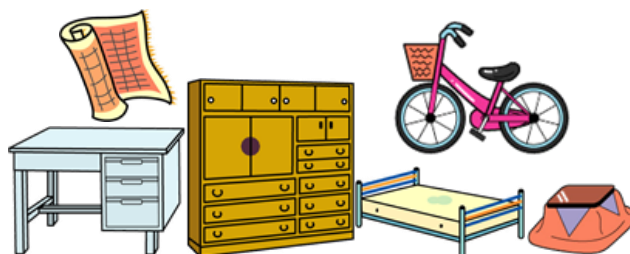


平成29年9月1日以降

ビン・ペットボトル・カン（スプレー缶除く）			曜日
<p>中身を空にして、水洗いしてから出してください。 びん・かん・ペットボトルは、それぞれ分けて、透明・半透明の袋に入れて出してください。 ※カゴで出している集合住宅等につきましては、袋に入れずに種類ごとに分けてカゴに入れてください。</p>			
ビン	ペットボトル（♻️マーク入り）	カン	
（収集頻度：2週間に1回）	（収集頻度：2週間に1回）	（収集頻度：2週間に1回）	
<p>※飲食用・化粧品以外のビン、ガラス製品は、「危険物」として出してください。</p>	<p>※キャップとラベルは、外して「容器包装プラスチック」として出してください。 まだ、油で汚れていたり、におい、内容物が取り除けないものは、「可燃ごみ」として出してください。</p>	<p>※飲食以外の油の缶は、中身を空にしてから「不燃ごみ」として出してください。 また、スプレー缶、カセットボンベは、「危険物」として出してください。</p>	
			

粗大ごみ（50cm以上） 市に申込制。品目ごとに有料です。

一辺の長さが50cm以上の家具（蛍光管は1m以上）、家電製品などの大型ごみです。ただし、50cm未満でも、スピーカー、電子レンジ、石油ストーブ、オープンレンジ、オイルヒーター、石油ファンヒーターは、粗大ごみとして申し込みが必要となります。（有料）ただし、傘については50cm以上でも「不燃ごみ」として出してください。収集日は地域により異なります。なお、家の中や2階以上の上での収集はできません。



（3）ごみの出し方の注意

ごみの中にはそのまま出すと危険なものがあります。

☆包丁、ナイフ等、鋭利な刃物はそのまま捨てないで！

不燃ごみは収集車で環境センターに集められた後、袋を破り、人の手により選別されます。鋭利な刃物については刃の部分に布や厚紙をあてるなど安全な措置をしてから出してください。

☆スプレー缶等は中身を空にしてから！

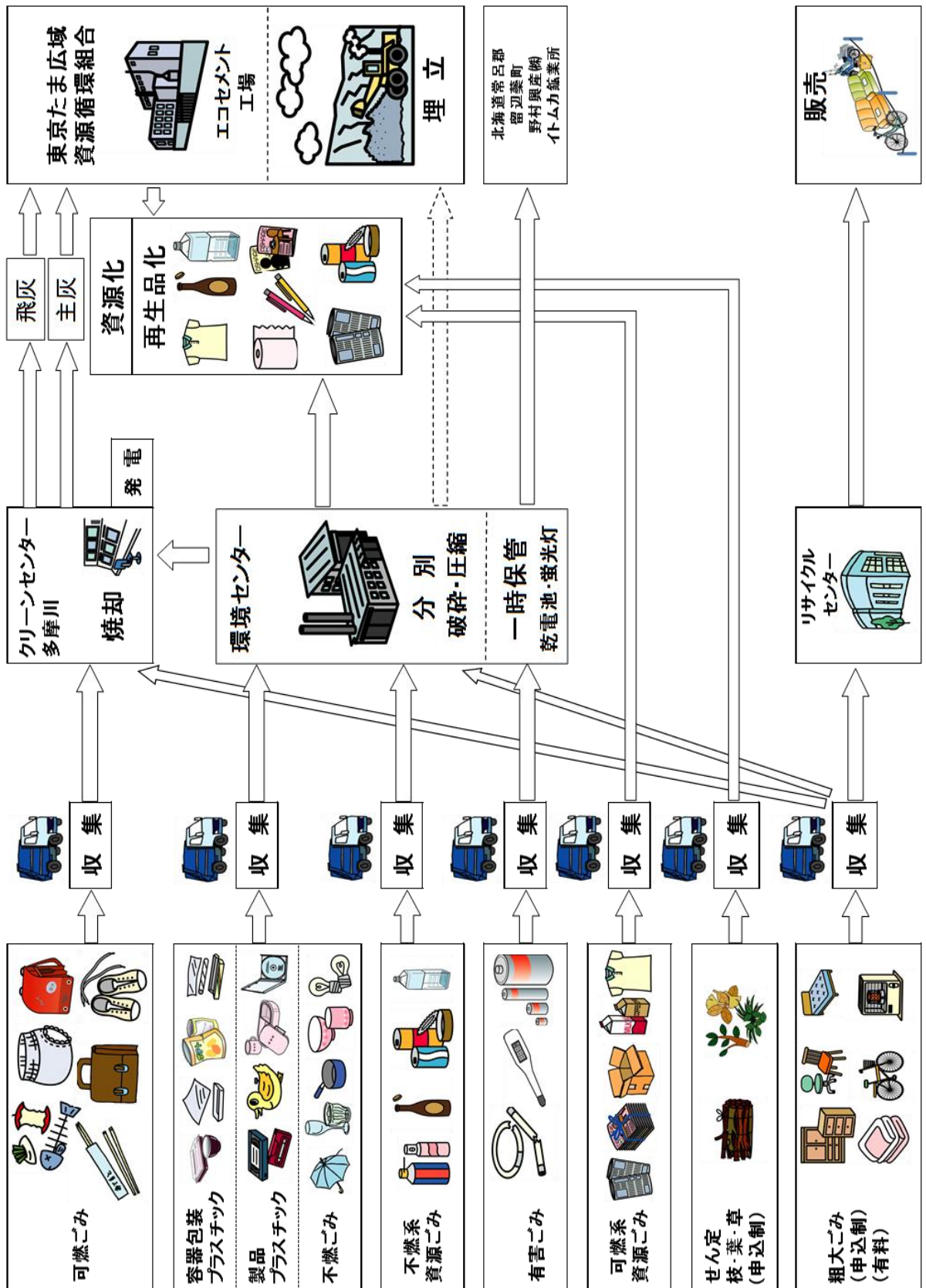
スプレーには可燃性のガスが使用されているものが多く、ガスが残ったまま収集車や環境センターの処理機の中に入ると、爆発をおこす危険性があります。復旧には多額の費用と時間がかかるため、市民生活に多大な影響を及ぼします。

＜スプレー缶等については次の事を守ってください＞

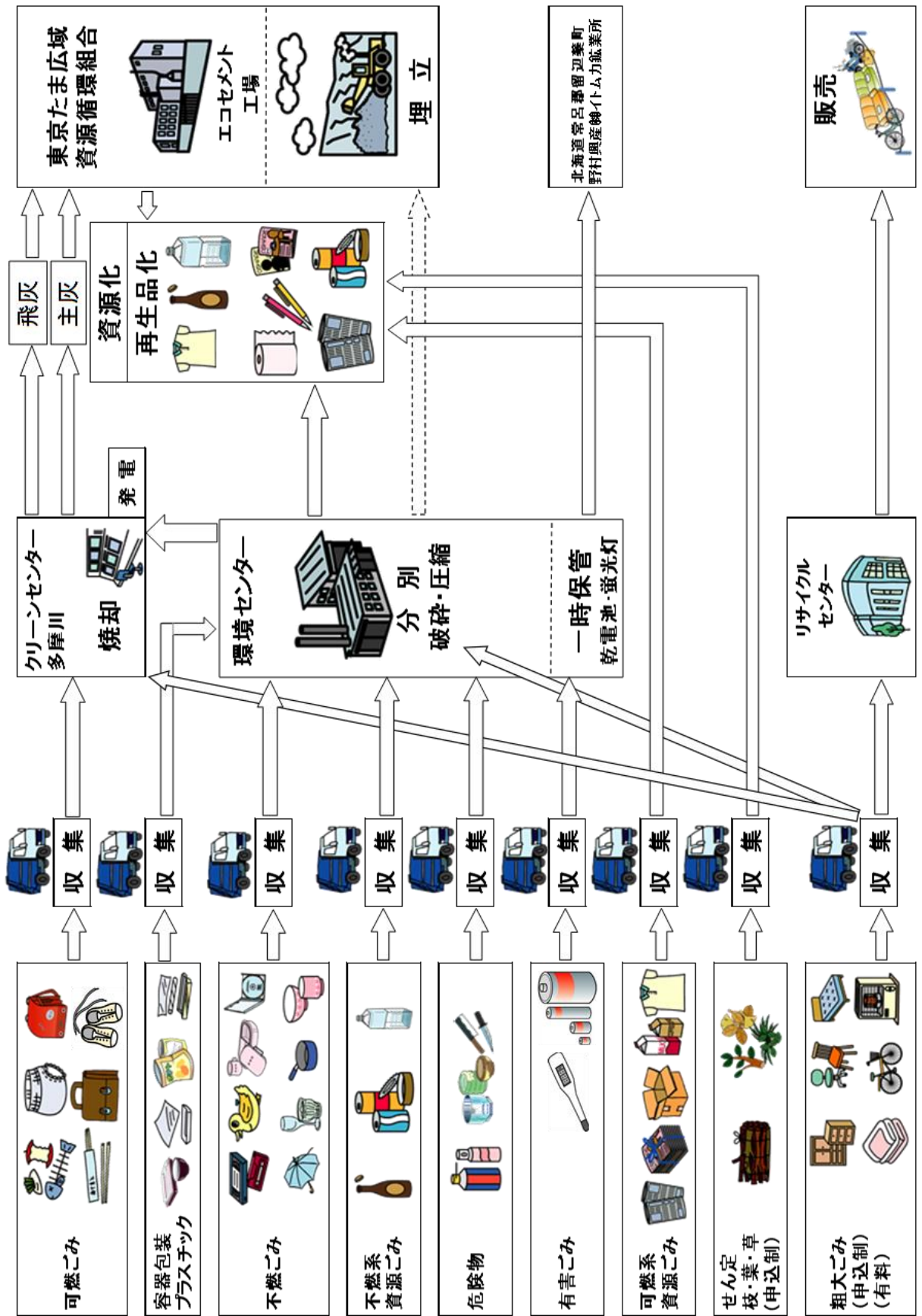
スプレー缶等は全部使いきってから危険物の日に出してください。
その他、危険性のはっきりしない物については、購入した業者やごみ減量課にご相談ください。

(4) ごみ処理の流れ

国立市のごみの分類と処理の流れ 平成29年8月31日まで



国立市のごみの分類と処理の流れ 平成29年9月1日以降



2. 平成29年度のごみ量

(1) ごみ収集世帯と人口等

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	プラスチック 製容器包装	製品プラス チック類	小型 家電製品	資源物	粗大ごみ
収集対象世帯	37,189世帯						
収集対象人口	75,703人						
月平均収集量	851 t	109 t	52 t	48 t	9 t	320 t	40 t
日平均収集量	50 t	18 t	6 t	6 t	2 t	25 t	2 t
1人1日排出量	370 g	47 g	22 g	21 g	3 g	139 g	17 g
車両稼働台数	4,792 台	1,338 台	1,601 台	767 台	571 台	4,786 台	934 台
収集稼働日数	206 日	74 日	102 日	44 日	28 日	155 日	257 日
収集率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
運営形態	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託

※世帯数及び人口は、平成29年10月1日現在

(2) 平成29年度ごみ量

(単位：t)

区分	可燃 ごみ	不燃 ごみ	プラスチック 製容器包装	製品プラス チック類	小型 家電製品	粗大 ごみ	資源 ごみ	有害 ごみ	計
収集量	10,211	1,312	619	242	66	478	3,842	27	16,797
持込量	3,759	0	0	0	0	118	0	0	3,877
合計	13,970	1,312	619	242	66	596	3,842	27	20,674

(3) ごみ量の年度別推移（平成19年度～29年度のごみ量推移）

※資料：「多摩地域ごみ実態調査」平成19年度～29年度

※単位：t、ただし、市民1人1日当たり排出量はg

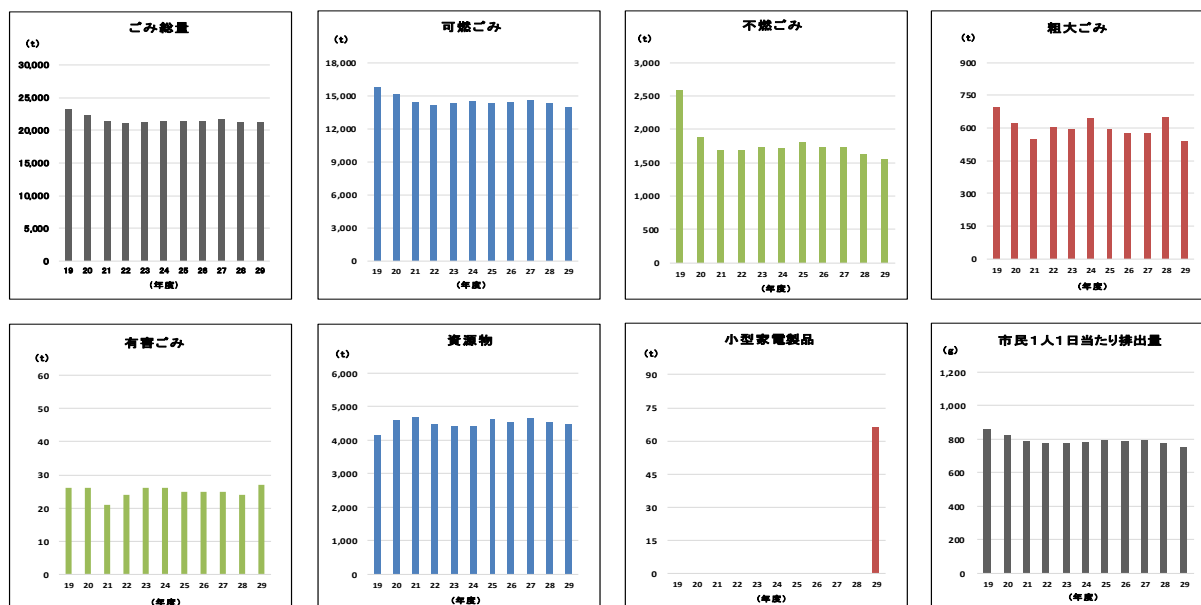
※市民1人1日当たり排出量は、各年度10月1日人口で算出

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ごみ総量	23,229	22,268	21,327	20,975	21,104	21,276	21,408	21,332	21,630	21,187	20,674
可燃ごみ	15,804	15,147	14,422	14,202	14,359	14,502	14,370	14,471	14,653	14,385	13,970
不燃ごみ※1 (プラスチック類含む)	2,585	1,881	1,679	1,677	1,728	1,715	1,802	1,725	1,732	1,620	1,554
粗大ごみ	694	619	548	601	592	644	595	577	574	646	596
小型家電製品 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	66
有害ごみ	26	26	21	24	26	26	25	25	25	24	27
資源物※3	4,120	4,595	4,657	4,471	4,399	4,389	4,616	4,534	4,646	4,512	4,461
市民1人 1日当たり 排出量	855.6	821.6	785.7	770.1	773.0	781.1	787.2	784.3	792.6	769.6	748.2

※1 20年度よりプラスチック製容器包装を除く ※2 29年9月より新たな品目として収集を開始

※3 20年度よりプラスチック製容器包装を含む

平成19年～29年度 ごみ量推移



平成29年度のごみ総量20,674 tは、平成28年度と比較すると513 t減少しています。内訳として、可燃ごみが415 t減少、不燃ごみは66 t減少、粗大ごみが50 t減少、有害ごみが3 t増加、資源物は51 t減少、新たな品目の小型家電製品は66 t収集しています。さらに市民や事業者の皆さんに分別を呼びかけ、埋め立てはもちろん、資源化についても運搬や加工時に新たなエネルギーや資源の使用などの環境負荷が生じるため、市では、資源物を含むごみ総量の減少をさらに目指しています。

3. 粗大ごみ収集

粗大ごみとは、1辺の長さがおおむね50cm以上の家具、電化製品などの大型ごみです。

ただし、50cm未満であっても一般収集に支障のあるもの（スピーカーなど）は、粗大ごみとして扱っています。収集は有料です。

◎詳しくは、粗大ごみのパンフレットをご参照ください。

(1) 粗大ごみ年度別推移

年度	24	25	26	27	28	29
収集件数	16,995	16,769	16,458	17,815	18,230	19,308

(2) 平成29年度粗大ごみ種別収集個数

区分	電気・ガス器具類	家具類等	自転車類	厨房具類	その他	合計
収集個数	7,373	25,404	1,490	428	13,760	48,455

4. 犬猫等死体処理

平成29年度実績

区分	犬	猫	その他	合計
※飼主あり	15	16	4	35
飼主不明	4	38	25	67
合計	19	54	29	102

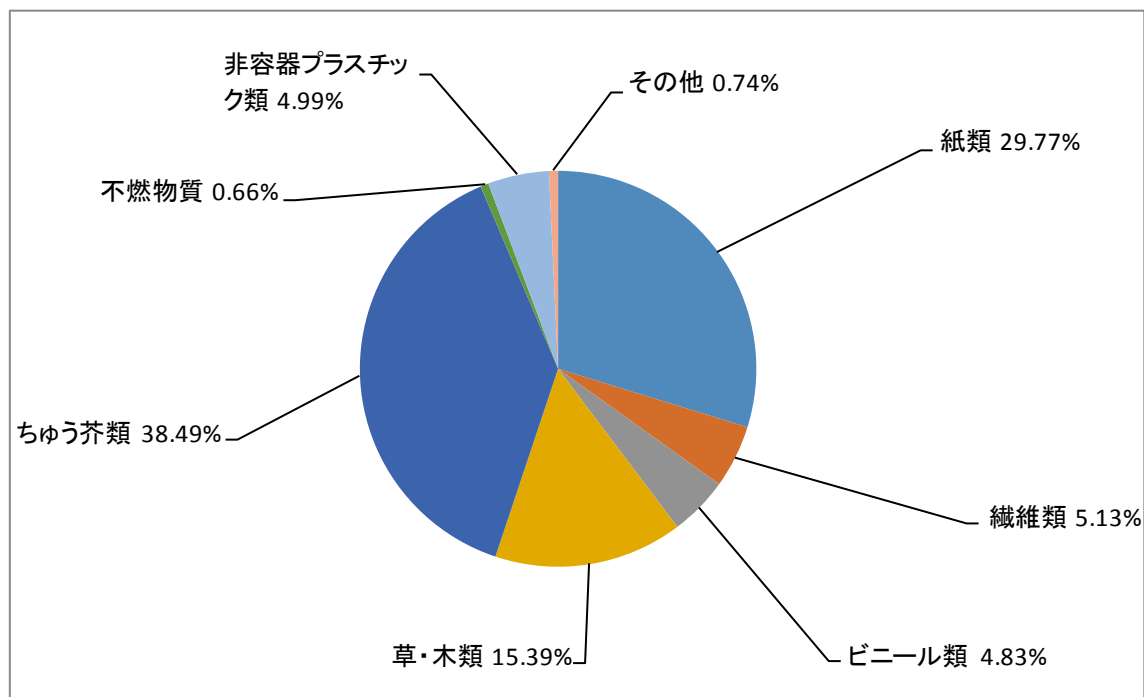
※有料（3,000円）で引き取り、府中市の慈恵院にて火葬の上埋葬します。

Ⅲ ごみの組成分析

1. ごみの組成分析

(1) 可燃ごみの組成分析（平成29年度平均値・湿ベース）

紙類	容器包装法に基づくもの	5.87%
	リサイクルできるもの	7.00%
	上記以外のもの	16.90%
繊維類		5.13%
ビニール類（容器包装プラスチック類）		4.83%
草・木類		15.39%
ちゅう芥類		38.49%
不燃物質（鉄、ビン、アルミ）		0.66%
非容器プラスチック類		4.99%
その他（合成樹脂、ゴム類、皮革類）		0.74%
単位容積重量（kg/m ³ ）		154.94



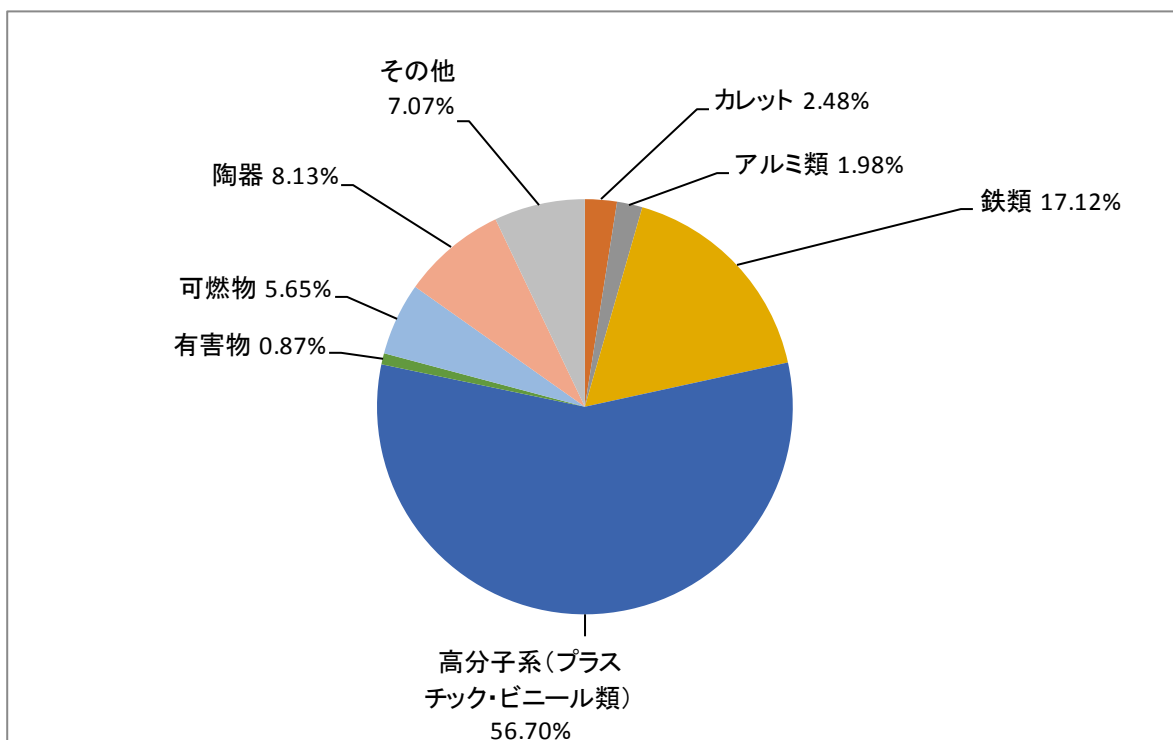
※ 平成29年度は平成28年度と比較し、繊維類が4.08%から5.13%に、ちゅう芥類が30.92%から38.49%に、非容器プラスチック類が0.91%から4.43%に増加しています。また、紙類が33.45%から29.77%に、ビニール類が7.92%から4.83%に、草・木類が17.28%から15.39%に、不燃物質（鉄、ビン、アルミ）が1.29%から0.66%に減少しています。

紙類、繊維類、剪定枝は分別収集した後に資源化しています。

今後も、更なる資源化のため、分別の徹底の推進が必要です。またちゅう芥類の減量のため、水切り等の推進が必要です。

(2) 不燃ごみの組成分析 (平成29年度平均値・湿ベース)

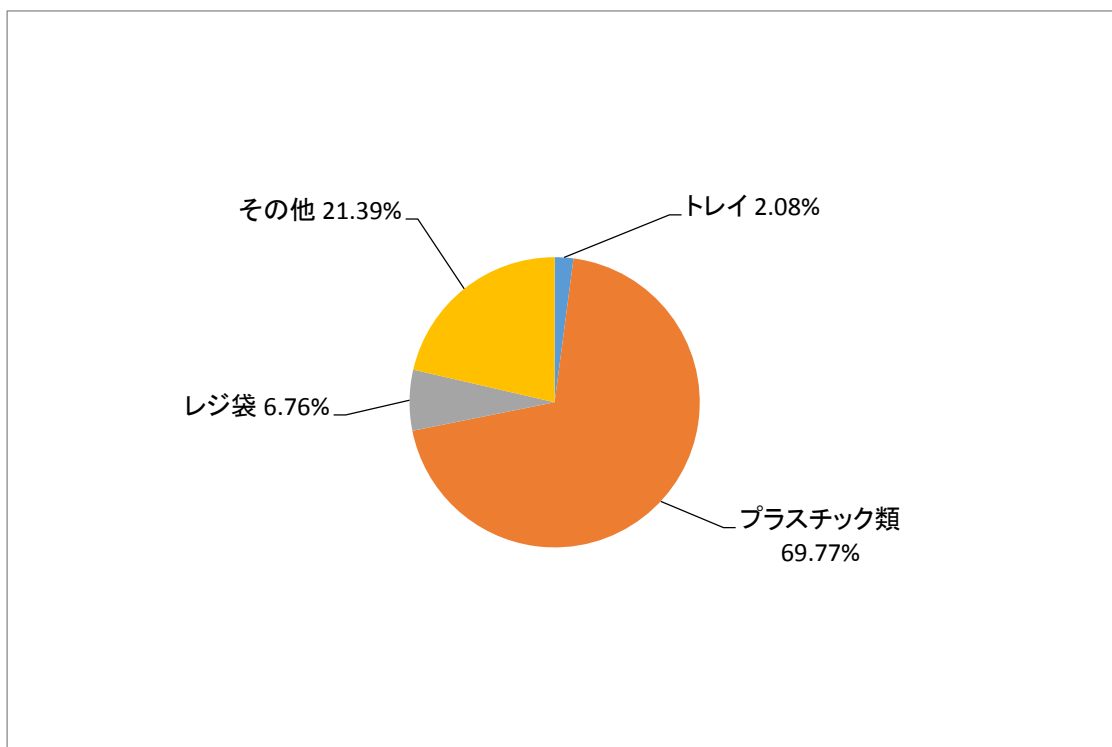
生ビン		0%
カレット		2.48%
アルミ類		1.98%
鉄類		17.12%
高分子系	容器包装法に基づくもの	17.00%
	上記以外のもの	39.70%
有害物		0.87%
可燃物		5.65%
陶器		8.13%
その他		7.07%
単位容積重量 (kg/m ³)		107.29



※ 平成29年度は平成28年度と比較し、アルミ類が1.95%から1.98%に、高分子系が44.52%から56.70%に可燃物が5.26%から5.65%に増加しています。また、生ビンが0.05%から0%に、カレットが4.66%から2.48%に、鉄類が17.26%から17.12%に、有害物が1.17%から0.87%に、陶器が10.40%から8.13%に減少しています。

(3) プラスチック類の組成分析 (平成29年度平均値・湿ベース)

トレイ	2.08%
プラスチック類	69.77%
レジ袋	6.76%
その他	21.39%
単位容積重量 (kg/m ³)	60.62



※ 平成29年度は平成28年度と比較し、レジ袋が6.08%から6.76%に増加しました。また、トレイが2.34%から2.08%に、プラスチック類が71.66%から69.77%に減少しました。

IV ごみ処理施設等

1. 資源化と有害物処理

(1) 国立市環境センター

国立市環境センターは、不燃物の処理・プラスチック類の減容化等を行う中間処理施設であり、粗大ごみの受け入れも行っています。

所在地：国立市谷保3643番地

敷地面積：5,157m²

竣工：平成元年1月

処理能力：30t/5h（5h＝1日実働時間）

<環境センター稼働状況（29年度）>

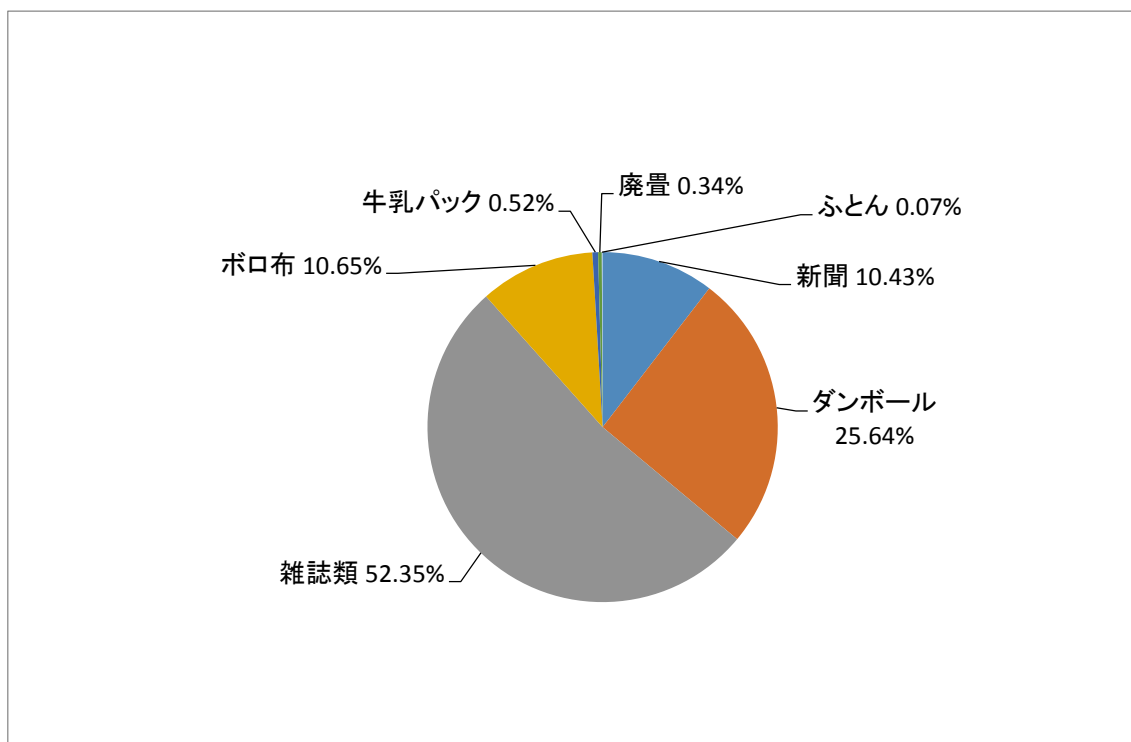
～不燃物及び資源物等の処理状況～

稼働日数		年間	260日	月平均	22日	
搬入量		年間	6,297t	月平均	525t	
搬出量	焼却物	年間	1,403t	月平均	117t	
	埋立物	年間	0t	月平均	0t	
	資源化量	区分	年間		月平均	
		金属類		397t		33t
		カレット		601t		50t
		生ビン		33t		3t
		ガラスくず等		55t		3t
		ペットボトル		214t		18t
		PETキャップ		3t		0.3t
		発泡スチロール		1t		0.1t
		容器包装プラスチック		619t		52t
		廃プラスチック等		37t		3t
		廃家電品等		210t		18t
		可燃系資源物		2,676t		223t
		小計		4,846t		404t
有害物		27t		2t		
未処理分		21t		2t		
合計		6,297t		525t		
日平均		24t		—		

～資源化量および売却金額～

<可燃系資源物>

区分	新聞	ダンボール	雑誌類	ボロ布	牛乳パック	廃畳	ふとん	計
資源化量 (t)	279	686	1,401	285	14	9	2	2,676
売却金額 (千円)	2,454	6,217	9,235	1,080	101	—	18	19,105

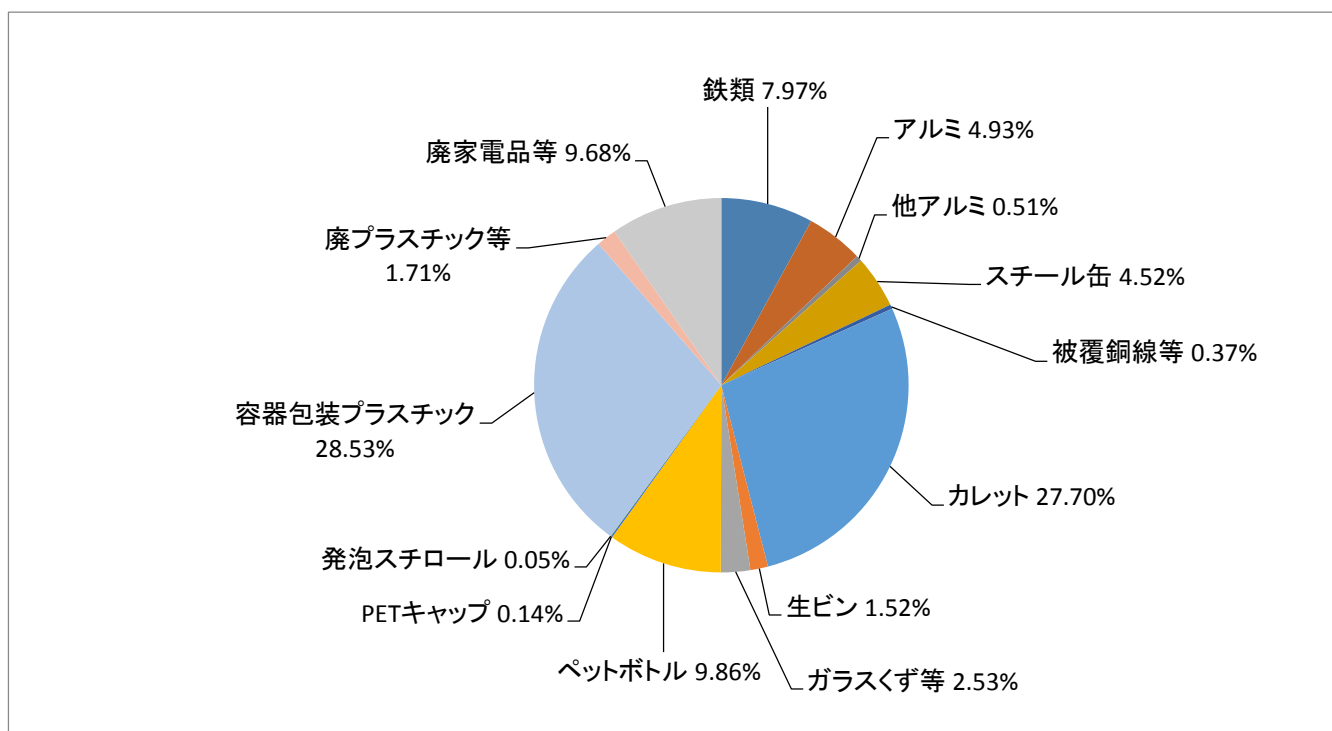


※ 資源構成割合は28年度とほぼ同様であるが、資源化量は平成28年度の2,638tに比べて38t増量し、売上金額は1,874千円増額しました。

新聞・ダンボール・牛乳パック等は、事業者責任を果たしていただくという観点から、販売店や集団回収により回収されることが望まれます。

<不燃系資源物>

区分	鉄類	アルミニウム缶	その他のアルミニウム	スチール缶	被覆銅線等	ステンレス	カレット	生ビン	ガラスくず等	ペットボトル	PETキャップ	発泡スチロール	容器包装プラスチック	廃プラスチック	廃家電品等	計
資源化量 (t)	173	107	11	98	8	0	601	33	55	214	3	1	619	37	210	2,170
売却金額 (千円)	—	6,972	509	486	524	0	—	54	—	8,906	28	7	—	46	1,515	19,047



※ 不燃系資源物の27.70%を占める「カレット」(割られて処理される緑色・黒色・茶色などのビン)はリサイクル可能なものですが、繰り返し何度も使える「生ビン」(ビールビン・1升ビンなど)の利用を積極的に進めていく必要があります。

<資源化量合計>

可燃系資源物 2,676 t + 不燃系資源物 2,170 t = 4,846 t

<有害物処理>

種別	数量
乾電池	20 t
蛍光管	7 t
計	27 t

(2) 国立市リサイクルセンター

国立市リサイクルセンターは、粗大ごみとして出された家具や自転車等を清掃修理し、再利用することでごみ処理の減量と資源の循環を進めている施設です。

リサイクル自転車については、市内の自転車商組合加盟4店で毎月末に各店舗3台程度販売しました。

NPO法人くにたち富士見台人間環境キーステーション「ゆーから」では、リサイクル自転車を毎週木曜日に2台程度、リサイクル家具等を常時10点程度展示し販売しました。

また、平成30年3月20日(火)には北市民プラザにて市主催によるリサイクル家具等販売会を実施し、34点のリサイクル家具等を販売しました。

国立市自転車商組合加盟店

自転車販売店	所在地(国立市)	電話
(有)タマダ	東3-6-10	572-0530
国立ビーエス販売(株)	中1-8-9	576-0212
カルマックス タジマ	富士見台2-9-1	575-1568
神山自動車商会	北3-26-21	522-4209

NPO法人

家具等及び自転車販売店	所在地(国立市)	電話
ゆーから	富士見台1-7-1-107	505-6089

リサイクル家具等販売実績(29年度)

区分	自転車	家具等
再生量	226台	589点
売却金額	721,000円	209,900円
合計		930,900円

(3) 資源回収推進奨励金

ごみ減量課では、資源の有効利用とごみの減量を目的に、資源を回収した団体・回収業者に実績に応じて年4回奨励金を交付しています。

<奨励金交付手順>

- ① 資源回収実施団体の登録
(自治会、子ども会、スポーツ団体等で営利を目的としない団体)
→ ごみ減量課に登録申請
- ② 団体等が市登録の資源回収業者に有価物を売却
→ 「国立市資源回収奨励金制度による資源回収取引伝票」を受理
- ③ 団体等が資源回収推進奨励金を市に申請
→ ごみ減量課に次の書類を提出
・ 資源回収推進奨励金交付申請書
・ 国立市資源回収奨励金制度による資源回収取引伝票
- ④ ごみ減量課で申請書類審査
→ 交付決定 → 通知 → 口座支払

<平成29年度実績>

【団体分】 申請数：78団体 奨励金額：10,723,716円

【回収業者分】 申請数：13業者 奨励金額：3,575,850円

区分	団体交付金額	業者交付金額	回収量(kg)
紙類	1kg当たり 9円	1kg当たり 3円	1,098,772
繊維類			65,219
鉄類			26,042
ビン類	1本当たり 7円	1本当たり 3円	1,151 (1,917本)
合計	—	—	1,191,184

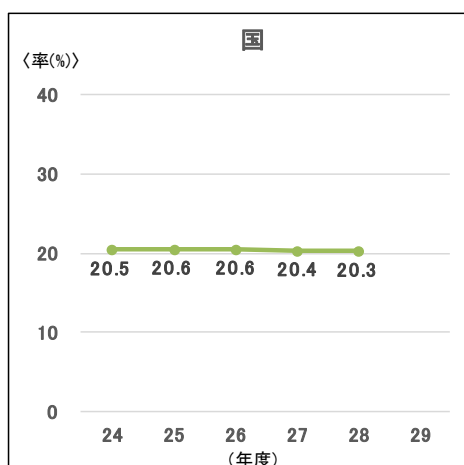
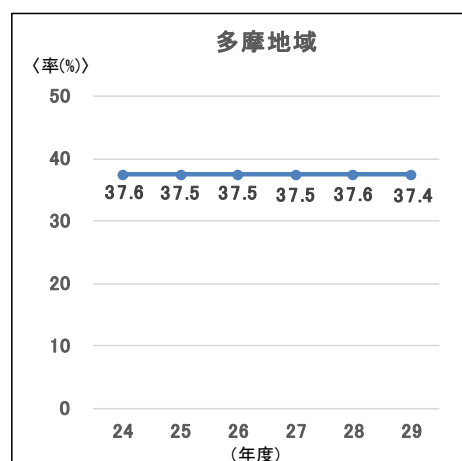
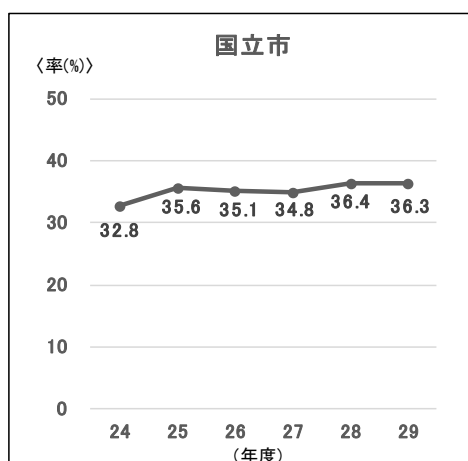
※ビン類1本当たり0.6kgで計算

(4) リサイクル率（総資源化率）の推移

＜リサイクル率（総資源化率）の推移＞ (単位：%)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
国立市	32.8	35.6	35.1	34.8	36.4	36.3
多摩地域	37.6	37.5	37.5	37.5	37.6	37.4
国	20.5	20.6	20.6	20.4	20.3	—

リサイクル率（総資源化率）の推移（平成24年～29年度）



2. 焼却・熱回収

国立市は、平成11年4月1日から多摩川衛生組合（狛江市、稲城市、府中市、国立市で構成）に加入して可燃ごみを搬入し、平成12年10月からはプラスチック類を搬入し焼却・熱回収を行っていましたが、平成20年7月からは資源となる容器包装プラスチック類は搬入せずリサイクルしています。

(1) 多摩川衛生組合（クリーンセンター多摩川）

所在地：稲城市大丸1528番地

敷地面積：22,366.58㎡

竣工：平成10年3月

処理能力：450t/日（150t/24h×3基）

炉形式：全連続燃焼式

排ガス冷却方式：廃熱ボイラー方式

排ガス処理方式：バグフィルタシステム（減温塔＋集じん機）、触媒脱硝装置、白煙防止装置

発電方式：蒸気タービン方式

余熱利用：場内給湯・冷暖房、場外施設への高温水（約130℃）の供給

<平成29年度国立市の焼却処理量等>

焼却処理量（搬入量）	15,692.88 t
うち鉄回収量	72.31 t
焼却残渣搬出量 （東京たま広域資源循環組合へ搬出）	1,717.55 t

<多摩川衛生組合清掃工場ダイオキシン類測定結果>

測定時期	測定量
平成29年 4月	2号炉：0.000011ng-TEQ/m ³ N 3号炉：0.000046ng-TEQ/m ³ N
平成29年 6月	1号炉：0.00097ng-TEQ/m ³ N
平成29年10月	2号炉：0.000072ng-TEQ/m ³ N 3号炉：0.000022ng-TEQ/m ³ N
平成29年12月	1号炉：0.0000017ng-TEQ/m ³ N

※1ngは1gの10億分の1

<国の基準>

廃棄物焼却炉（火床面積0.5㎡以上、または焼却能力50kg/時以上）

平成14年12月1日～	1ng-TEQ/m ³ N
-------------	--------------------------

※施設の規模が時間当たり4,000kg以上

3. 埋め立て

国立市では、焼却した際の焼却残渣はエコセメントとしてリサイクルしています。

また、不燃ごみでリサイクルできないもののみ細かく砕いて、日の出町の二ツ塚処分場に埋め立てていましたが、平成21年3月に建設した環境センター内の不燃物ストックヤードを活用し、徹底したごみ選別を行いリサイクルすることにより、平成22年度に埋め立て量ゼロを達成しています。

それ以降、埋め立て量ゼロを継続しており、平成29年度についても埋め立て量ゼロを達成しています。

(1) 東京たま広域資源循環組合（日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場）

所在地：西多摩郡日の出町大字大久野7642番地（処分場管理センター）

面積：用地面積 59.1ha

○開発面積 33.3ha

（埋立地面積 18.4ha・管理施設等面積14.9ha）

埋め立て容量：全体埋め立て容量 約370万^m³

○廃棄物埋め立て容量 約250万^m³

○覆土容量 約120万^m³

埋め立て開始：平成10年1月

埋め立て年数：約16年間（計画時）

※循環組合では、焼却灰の資源化・有効利用を図るため、エコセメント事業を平成18年度に本格稼働しました。このエコセメント事業により、二ツ塚処分場の埋め立て期間が、当初予定16年間のところ、30年間以上にまで延長できると試算されています。

（東京たまエコセメント化施設）

場所：日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内

面積：施設用地面積 約4.6ha

施設規模：焼却灰等の平均処理量 約300トン/日

エコセメント平均生産量 約430トン/日

<平成29年度搬入状況>

（年間）

種別	処分量	搬入台数
焼却残渣（多摩川衛生組合から搬出）	1,718t	180台
不燃物（国立市環境センターから搬出）	0t	0台
計	1,718t	180台

V し尿処理事業

1. し尿の収集と処理

(1) し尿の収集

公共下水道の普及に伴い、し尿の処理世帯は減少の一途をたどっています。

し尿・雑排水は、委託業者が収集しています。

浄化槽の汚泥は、許可業者が収集しています。

<し尿収集件数>

区分	件数	運営形態
一般家庭	361 件	委託
事業所等	事業所 58 件	委託
	仮設便所 264 件	
計	683 件	—

<浄化槽清掃実施件数>

区分	全バッキ型	分離バッキ型	腐敗型	計
件数	2	7	2	11

<し尿等収集量>

区分	収集量	運営形態
し尿	146.6 kℓ	委託
雑排水等	0 kℓ	委託
浄化槽汚泥	21.9 kℓ	許可
総収集量	168.5 kℓ	—

(2) し尿の処理

収集されたし尿は、環境センター内の下水道投入孔の受入槽に投入し、1.1倍に希釈後下水道に放流しています。臭気については、下水道投入孔の脱臭装置で処理し、さらに環境センターの活性炭を通してから外部へ放出しています。

汚泥（下水道投入孔の沈殿物含む）については、廃棄物許可業者が引き取り処分しています。

※下水道投入孔の最大搬入量：7.2 m³/日

VI その他

1. 家庭における生ごみ処理への助成

家庭から排出される生ごみを自家処理するために、機器の購入をした方に対して、購入費用の一部を助成しています。

(1) 生ごみ堆肥化容器購入費助成

助成金額：購入金額の5分の3（上限額5千円）※1回の申請で2基まで。

区分	コンポスト・堆肥化容器
29年度実績	6基
平成5年度からの累計実績	1,022基

※平成15年4月1日よりたい肥化容器購入費助成導入。

(2) 家庭用生ごみ処理機購入費助成

助成金額：購入金額の2分の1（上限額2万円）

29年度実績	0基
平成10年度からの累計実績	477基

※平成23年6月をもって助成制度を廃止いたしました。

(3) ミニ・キエーロ（生ごみ処理容器）

市で開発した小型生ごみ処理容器「ミニ・キエーロ」の普及啓発を行った。

区分	普及数	
モニター事業（ミニ・キエーロ）		225基
販売事業	ミニ・キエーロ	51基
	ミニ・キエーロL	106基
合計		382基

2. 生ごみ堆肥化の取り組み

給食センターからの調理残渣と残飯を平成12年度から堆肥化に取り組んでいます。

従来は、排出量の半量程度を処理していましたが、平成18年度からはすべての調理残渣と残飯を回収し、生ごみ堆肥化の取り組みを行っています。なお、堆肥化は、肥料の原料として資源循環のルートを有する事業所へ委託しています。

<給食センターからの搬入量>

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
71t	93t	68t	85t	87t	83t

3. カラス対策

カラスや猫などが集積所を荒らすことを防ぐため、カラス防止用ネットを無料で配布しています。

<配布実績>

29年度実績	385枚
平成10年度からの累計実績	7,620枚

4. リサイクルインフォメーション

リサイクルインフォメーションは、国立市リサイクルインフォメーション要綱に基づき、一般家庭で不用となった生活用品の再利用を希望する市民に対し、市がこれをあっせんすることにより、不用品を有効に再利用し、ごみ減量に加え、資源の循環を促進することを目的としています。

29年度実績	
受付 28件	成立 13件

5. 啓発事業

(1) 施設見学会

循環型社会形成のための環境教育の一環として、施設見学を行っています。

	環境センター	多摩川衛生組合	二ツ塚最終処分場 (日の出町)	その他	合計
団体	17 団体	11 団体	6 団体	3 団体	37 団体
見学者	722 人	443 人	132 人	44 人	1,341 人

(2) 「第19回環境フェスタくにたち」について

第19回環境フェスタくにたちを、くにたち市民芸術小ホール及びくにたち市民総合体育館を使用し、「わたしのエコから地球のエコへ」をメインテーマとして平成29年10月21日(土)に実施しました。

6. 美化推進

(1) 美化推進等収集

美化推進パトロール	
156台	45t

(2) 市内一斉清掃（ごみゼロ運動）

実施日	参加団体	参加人数	ごみ収集量		
5月28日(日)	56 団体	410 人	可燃 1,810 kg	不燃 250 kg	
11月26日(日)	60 団体	439 人	可燃 3,090 kg	不燃 90 kg	

(3) クリーン多摩川（多摩川河川敷清掃活動）

実施日	参加団体	参加人数	ごみ収集量			
11月19日(日)	24 団体	510 人	可燃 141 kg	不燃 67 kg	粗大他 106 kg	
3月18日(日)	18 団体	350 人	可燃 143 kg	不燃 52 kg	粗大他 77 kg	

7. 不法投棄対策

多発ポイントを巡回し、不法投棄の回収を行いました。また、不法投棄監視ウィークを設定しパトロールを実施しました。

29年度実績					
件数	240件	重量	3,837kg	うち家電4品目	10台

8. 喫煙マナーアップキャンペーン

市内3駅周辺のたばこのポイ捨て吸い殻拾い及びマナーアップキャンペーンを市民団体の協力を得て中央線統一キャンペーンとして4月、10月に実施しました。また、平成26年4月1日から「国立市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙等の制限に関する条例」を施行し、国立駅南口周辺を「国立駅南口路上喫煙等禁止区域」に指定しました。

9. 市民参加

(1) 第10期国立市ごみ問題審議会

平成28年4月1日に第10期国立市ごみ問題審議会を立ち上げ「国立市循環型社会形成推進基本計画に基づく進捗状況の評価について」を諮問し審議を行い、平成30年3月7日に平成28年度実績についての答申を受理しました。

委員は、学識経験者3名、市民公募4名、消費者団体推薦1名、事業者2名（商工会推薦1名と廃棄物関連事業者1名）の計10名。（うち1名は平成29年3月23日に解嘱）

◎委嘱期間・・・平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

◎報酬・・・国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例第4条別表第2による日額9,100円

(2) 第12期廃棄物減量等推進員

国立市では、平成6年度から、ごみの「適正な処理」「減量」「リサイクル」に関して、市民と市が共通の理解のもとに行動し、快適で住みよいまちづくりを推進するために設けられたのが、廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）制度です。

国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例第13条に基づき委嘱した第12期廃棄物減量等推進委員からは、同条例施行規則第4条に掲げる事項について、市の施策にご協力をいただきました。

<役割>

- ①一般廃棄物等の発生抑制又は循環的な利用による減量に関し、地域住民の意識の向上に関すること。
- ②一般廃棄物等の分別及び適正な排出等に関すること。
- ③一般廃棄物等の資源化及び再利用の促進に関すること。
- ④不法投棄の防止に関すること。

⑤一般廃棄物等の発生抑制又は循環的な利用による減量及び適正な処理に関すること。

【第12期】

◎委員構成・・・各自治会他団体の代表51名　市民公募1名　合計52名

◎委嘱期間・・・平成29年7月1日から平成31年6月30日まで

◎報酬・・・無報酬

(3) ごみ減量協力店制度

循環型社会形成推進基本計画に基づき、平成19年3月よりごみ減量協力店制度を実施しています。

ごみの減量や資源化に、積極的に取り組んでいる小売店等を、「ごみ減量協力店」として認定しています。(平成30年3月末現在38店舗)

10. 公衆便所及び市民トイレ

(1) 公衆便所

国立駅南口駐車場の公衆便所について、衛生的な維持管理に努めました。

(2) 市民トイレ

民間施設や公共施設において、広く市民の方が使えるトイレを「市民トイレ」として設置しています。(平成30年3月末現在 9か所)

ごみ減量協力店認定店一覧

平成30年3月末現在

1	お茶の時田園 本店	茶・海苔販売	富士見台1-8-2
2	お茶の時田園 国立駅前店	茶・海苔販売	中1-9-57
3	株式会社 北島辰治商店 セブン-イレブン国立東店	コンビニエンスストア	東1-15-34
4	柳沢青果店	青果販売	中2-21-7
5	東屋	荒物・雑貨・文具・日用品販売	北2-13-48
6	近江屋酒店	酒類小売業	東2-6-2
7	株式会社 三田食糧 ナック三田店	米穀・自然食品の販売	富士見台4-12-9
8	サンクス 国立北店	コンビニエンスストア	北3-29-8
9	パナピット シミズ	家電小売業	北2-13-28
10	サンワマート 八百将	総合食品販売	北2-10-4
11	有限会社 北島金物店	金物小売業	東1-16-18
12	有限会社 速水写真研究所	写真業・クリーニング取扱業	東2-5-17
13	くにたち中薬局	薬局業	中1-9-12
14	薬局ナカガワファーマシー	薬局業	中1-9-43
15	福井酒店	酒類小売業	西1-3-24
16	有限会社 国立サービス	金物小売業	富士見台2-19-8
17	有限会社 山檜時計店	時計小売修理業	富士見台1-7
18	株式会社 石電	家電品販売、修理、電気工事業	富士見台1-7
19	株式会社 広島屋	酒類、食品小売業	富士見台1-7
20	フジヤ文具店	文房具、たばこ小売業	富士見台1-7
21	株式会社 三共薬品	医薬品、化粧品小売業	富士見台1-8-1
22	新井家具店	家具小売業	富士見台1-8-8
23	もぎ豆腐店	豆腐製造販売業	富士見台1-8-28
24	ルビーカメラ	写真業	富士見台1-8-31
25	大屋陶苑	陶器小売業	富士見台1-8-39
26	石沢靴店	靴小売業	富士見台1-8-40
27	豆腐どーなつゆうゆう	菓子製造業	富士見台1-13-11
28	肉のおおわだ	食肉小売業	富士見台1-10-15
29	高橋写真	写真業	富士見台1-11-12
30	グルメシティ国立店	スーパーマーケット	富士見台1-12-4
31	株式会社 ユアーズ	インテリア業	富士見台1-12-13
32	肉のいせや	食肉小売業	富士見台1-26-17
33	メガネ プラス ワン	眼鏡小売業	富士見台1-26-23
34	カルマックススタジマ	自転車小売業	富士見台2-9-1
35	とれたの	野菜等小売業	富士見台1-7
36	フレッシュショップ シマノ	青果小売業	富士見台1-11-8
37	ここたの	飲食店	富士見台1-7
38	パナディ	パン小売業	富士見台1-7

市民トイレ一覧

平成30年3月末現在

1	ポポロショッピングセンター	東1-16-17国立中央ビル
2	ミスタードーナツ国立大学通りショップ	東1-6-14
3	紀ノ国屋国立店	中1-16-1
4	西友青柳店	青柳3-8-3
5	東京都多摩障害者スポーツセンター・東京都心身障害者福祉センター	富士見台2-1-1
6	ややこし家	富士見台1-10-1(セクション2内)
7	ふぁみりーさぽーと	西2-12-14
8	とれたの NPO法人富士見台人間環境キーステーション	富士見台1-7-1
9	たまりば 宙(そら) 社会福祉法人かいゆう	富士見台1-17-17(信和ビル1A)

国立市のごみ収集

平成30年10月発行

発行：国立市生活環境部ごみ減量課

国立市富士見台2-47-1

電話042(576)2111代表